

人口問題研究

第五卷第一號

昭和二十一年一月刊行

調査研究

育児費調査結果の概要(二)…………… 関山直太郎

資料

モンベルト「戦後の人口政策」に就て…………… 三國一義

彙報

厚生省研究所人口民族部の移轉——厚生省官制の改正——臨時防疫局の設置——厚生省分課規程中改正——大東亜戦争終結に伴ふ國民勤勞動員令施行上の應急措置——戦争終結に伴ふ工場事業場従業者の應急措置——臨時復員對策委員會の設置——金融業・運輸通信業並に建築業等に於ける元従業員の原因復歸——厚生年金保險に於ける短期脱退手當金を支給すべき場合の追加指定——罹災都市に於ける應急簡易住宅の建設——人口調査規則の公布——新規應徴上前收補給限度額及徴用扶助限度額の引上——引揚事務所の設置——戦災孤兒等の保護對策——終戦時の在外同胞數——内地在在朝鮮人の歸國問題——國民勤勞動員令の廢止・勤勞配置規則の制定



厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究

第五卷 第一號

調査研究

育児費調査結果の概要 (一)

關山直太郎

- 第九 子女數と一般生活費及育児費合計額
- 第十 子女數と室數及學數
- 第十一 子女數と衣料切符消費量
- 第十二 要約(以上本號)

第六 子女數と育児費總額

育児費に就ても一般生活費と同様二月中に直接子供の養育のため支出した現金額のみを記入せしむることとした。内譯は牛乳代以下八種に分けたが、簡單に其説明を加ふれば左の通りである。

- 第一 序説
 - 第二 所得階級別の扶養子女數
 - 第三 子女數と一般生活費總額
 - 第四 子女數と一般生活費の内譯
 - 第五 同一所得階級に於ける子女數と一般生活費の内譯(以上前號)
 - 第六 子女數と育児費總額
 - 第七 子女數と育児費の内譯
 - 第八 同一所得階級に於ける子女數と育児費の内譯
-
- 牛乳代 乳製品をも含む。大人の飲用した分は勿論除外される。
 - 間食代 菓子、果物、飲料等食事時以外に給する「おやつ」の費用。之も大人が食べた分は除外される。
 - 身の廻品代 靴、靴下、下駄、草履等。尙帽子(學帽を含む)、徽章、櫛、髮飾、リュックサック代等も含まれる。
 - 玩具代 各種玩具、愛玩品等の外運動具代を含む。
 - 教育費 月謝、保護者會費、教科書、雜誌、繪本、各種學用品代其他學校に納むる費用。旅行積立金は之にはいるも、學校貯金や肝油代、學校給食費等は除かれる。
 - 保健費 散髮料、入浴料の外學校で給する肝油、滋養劑等の費用を

含む。

醫療費 醫藥費、療治費、豫防費、看護婦料等。
其の他 通學費、學校以外での稽古費等。

先づ育児費總額に就き、所得階級別、子女數別の一覽表を示さう。

第十三表 所得階級別、子女數別育児費總額

(一) 全 國

子女數	總平均	六〇円以上	八〇円以上	一〇〇円以上	一四〇円以上	一六〇円以上	一八〇円以上	二〇〇円以上
總平均	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
一子	一・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
二子	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
三子	五・〇	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
四子	六・八	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
五子	七・六	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
六子	八・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
七子	九・四	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円

(二) 市 部

子女數	總平均	六〇円以上	八〇円以上	一〇〇円以上	一四〇円以上	一六〇円以上	一八〇円以上	二〇〇円以上
總平均	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
一子	一・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
二子	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
三子	五・〇	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
四子	六・八	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
五子	七・六	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
六子	八・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
七子	九・四	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円

(三) 郡 部

子女數	總平均	六〇円以上	八〇円以上	一〇〇円以上	一四〇円以上	一六〇円以上	一八〇円以上	二〇〇円以上
總平均	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
一子	一・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
二子	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
三子	五・〇	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
四子	六・八	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
五子	七・六	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
六子	八・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円
七子	九・四	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円

以上に依て觀れば、育児費總額の全國總平均は二二圓二四錢であつて、之を所得別に見れば六〇圓未満の七圓一七錢を最低として、漸次進増して二〇〇圓以上の三六圓二四錢となつて居り、大體に於て所得が二〇圓増加するに従て、平均三圓八〇錢だけ育児費は増加してゐる。之を更に郡市別に觀れば、市部に於ける總平均は三〇圓〇三錢であつて、六〇圓乃至八〇圓階級の六圓一四錢を最低として、之亦所得の増大に従て略々進増し、二〇〇圓以上の四一圓六八錢を最高としてゐる。唯八〇圓乃至一〇〇圓階級が稍々例外的な高さを示してゐるが、大體に於て所得額が二〇圓増すに従て、平均五圓〇八錢の増加である。又郡部に於ては總平均一七圓七〇錢であつて、やはり六〇圓未満の七圓一七錢を最低として、順次増加して一六〇圓乃至一八〇圓階級の二四圓三八錢を最高としてゐる。一八〇圓以上の所得者に於ては再び多少低下を示してゐるが、之は所得者の實數が極めて

少ない爲に起つた特例である。今一八〇圓未満の所得者に限つて考ふれば、平均二圓八七錢の増加となる。

次に育児費總額が平均所得額の幾%に當るかを觀れば次表の如くであつて、市部に於ては平均二〇%、郡部に於ては一五・七%、全國平均一七・六%を示して居り、各所得階級に於ける占むる割合は、郡部に於ては明かに所得の増大と共に低下する傾向があるが、市部に於ては必ずしも然らず、概して云へば固定的であり、又全國平均に於ても一七%前後に於て略々

固定してゐるといふことが出来る。

次に一子世帯の育児費を基準として、二子以上の世帯の育児費が如何に變化するかを指數を以て示せば次の如くである。

第十四表 一子世帯を基準とせる所得階級別子女數別育児費總額の指數

(一) 全國

子女數	總平均	六〇圓未満	六〇圓以上	八〇圓以上	一〇〇圓以上	一四〇圓以上	一六〇圓以上	一八〇圓以上	二〇〇圓以上
一子	一〇〇・〇〇								
二子	一三三・七九	一八八・四八	一一九・二一	一一五・七三	一二四・四二	一二四・七五	一五九・七〇	一五三・八三	一二五・三九
三子	一五七・九九	—	一五一・四七	一五五・六六	一三五・九三	一四五・四七	一七二・六二	一五一・九四	一五五・二二
四子	一七八・二四	八九・三一	一九五・九六	一三五・八一	一五三・一九	一二五・九〇	二二八・六二	一六〇・一五	一九五・一三
五子	一八〇・六九	—	一〇一・四七	一四八・六一	一二八・三五	一四二・四二	一九八・九五	一七一・六三	一四〇・〇〇
六子	二三七・九九	—	—	二〇九・七四	一六三・七九	一七四・九二	二四八・七六	三一九・一三	一〇五・四四
七子	二五四・二九	—	—	—	四一五・四四	一七〇・八八	一九二・五二	—	—

(二) 市部

子女數	總平均	六〇圓未満	六〇圓以上	八〇圓以上	一〇〇圓以上	一四〇圓以上	一六〇圓以上	一八〇圓以上	二〇〇圓以上
一子	一〇〇・〇〇	—	一〇〇・〇〇						
二子	一三四・九七	—	—	七九・〇二	一二七・八四	一三四・六四	一六二・四九	一五八・三四	一〇五・五三
三子	一五七・二〇	—	—	二三・六七	一八七・三七	一七〇・三七	一七二・〇八	一七二・一一	一七七・九六
四子	一九一・五二	—	—	—	一〇三・四八	一四一・六七	二七五・九九	一六二・八二	二二〇・七九
五子	一九六・二五	—	—	—	九六・二五	一六八・七三	二二七・六四	一八四・二二	一五六・一五
六子	二四三・七二	—	—	—	—	二二三・〇八	三五三・〇一	三二三・三九	一〇七・八二

七 子

(三) 郡 部

子女數	總平均	六〇円未満	六〇円以上 八〇円未満	八〇円以上 一〇〇円未満	一〇〇円以上 一二〇円未満	一二〇円以上 一四〇円未満	一四〇円以上 一六〇円未満	一六〇円以上 一八〇円未満	一八〇円以上 二〇〇円未満	二〇〇円 以上
一 子	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
二 子	一三七〇二	一八八・四八	一一七・八〇	一二七・八六	一四六・一三	一二三・〇七	一三九・五七	一三六・八一	七四・七五	一五九・三二
三 子	一六九・〇九	—	一四九・六八	一七九・九一	一六二・七六	一五四・〇〇	一六四・五二	一四九・九一	一〇二・七〇	一三〇・四六
四 子	一八三・七二	八九・三一	一九三・六四	一五四・九六	一九二・四三	一五一・九六	一七六・九九	一六七・二九	一一七・七九	一三五・一五
五 子	一九一・三二	—	一〇〇・二七	一六九・五七	一六一・一八	一七五・三九	二一四・五五	一四二・五五	三一・八七	一四九・八七
六 子	二六九・六七	—	—	二三九・三二	二〇五・四六	二一八・〇二	二〇九・八二	三四八・五八	九六・六一	二一八・五七
七 子	三三五・二一	—	—	—	五三一・一三	二一九・七八	二三三・三〇	—	—	—

第十四表に依て之を觀れば、豫め想像せられる通り、育児費總額は一般に子女數の増加に従て遞増することが窺はれる。即ち市部に於ては一子の場合に對して、二子は約三五%、三子は五七%、四子は九二%、五子は九六%、六子は一四四%を増嵩し、五子に至り約倍額となり、六子では二倍半近くを示してゐる。又郡部では二子は三七%、三子は約七〇%、四子は約八四%、五子は約九一%、六子は約一七〇%、七子は約二三三%を増嵩し、同じく五子で約倍額となり、六子は二倍半以上、七子は三倍半近くを示してゐる。之を全國平均に就てみれば、二子は三四%、三子は五八%、四子は七八%、五子は八一%、六子は一三八%、七子は一五四%を増嵩して、やはり五子で二倍近く、六子で二倍半近く、七子で二倍半以上を示してゐるのである。

各所得階級に就て詳細に觀察することは後節に譲るが、茲に最頻値の所得階級に就て略説すれば、市部(一二〇圓以上二四〇圓未満)に於ては二子で約三五%、三子七〇%、四子四二%、五子六九%、六子一・三%の増嵩

であつて、三子の育児費が比較的高くなつてゐる。又郡部では(一〇〇圓以上一二〇圓未満)二子四六%、三子六三%、四子九二%、五子六一%、六子一〇五%、七子四二%の増嵩であつて、四子の育児費が比較的高い。七子が著しく高くなつてゐるのは例外的なものと認められる。市郡を併せた全國平均では(一〇〇圓以上二二〇圓未満)、二子二四%、三子三六%、四子五三%、五子二八%、六子六四%、七子三一五%増となつてゐる。尙竝數前後の所得階級に就ても、大體遞増の傾向は認められるが、其傾向は必ずしも規則的とは云ひ難い。其理由は育児費の内譯を檢討するとに依つて明とならう。

第七 子女數と育児費の内譯

育児費の内譯は既記の如く牛乳代以下「其他」迄八種に之を分けた。而して此等の費目は子女の多寡に依つて如何様な變化を示すであらうか。先づ總平均に就て之を子女數別に表示すれば次の如くである。

第十五表 子女數別育兒費内譯

(一) 全 國

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總平均	三・四	三・〇七	四・〇六	四・〇四	一・五	二・五	一・五	五・七	三・三
一子	一・五	一・九〇	三・元	三・八	一・九	九	九	四・七	三・五
二子	三・四	三・〇六	四・二五	三・七	一・六	三・八	一・五	五・五	六・〇
三子	五・〇	三・三	五・五	四・七	一・四	三・三	一・八	六・〇	七・四
四子	六・〇	三・四	五・五	四・九	一・四	四・三	三・六	六・七	九・三
五子	六・八	三・四	五・八	六・五	一・五	四・五	三・八	四・五	九・三
六子	七・〇	三・三	七・五	六・七	一・八	六・九	三・一	八・九	九・四
七子	八・〇	三・八	一〇・九	一〇・三	一・六	四・六	三・四	五・五	一〇・三

(二) 市 部

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總平均	三・〇	三・〇五	五・三	四・九	三・四	三・八	三・〇	七・六	一〇・二
一子	三・五	三・七	三・七	三・六	三・九	一・七	一・五	六・九	九・二
二子	元・四	二・七	五・四	四・七	三・五	三・八	三・三	七・五	九・一
三子	三・九	三・六	六・六	五・九	一・九	四・六	三・九	七・七	一〇・〇
四子	四・五	三・三	七・七	六・六	一・九	五・七	三・元	一〇・八	一〇・一
五子	四・七	四・四	九・三	八・八	一・九	六・六	四・四	五・六	一〇・三
六子	五・三	六・八	九・八	六・七	三・七	九・五	四・九	二・九	一〇・三

第十六表 一子世帯を基準とせる子女數別育兒費内譯の指數

(一) 全 國

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇・〇〇								
二子	一三三・七九	一〇八・四二	一七三・六四	一三〇・七七	八七・八三	二二八・五七	一七〇・三三	一一五・七九	一七一・四三
三子	一五七・九九	一一一・五八	二二一・三〇	一六四・六九	七八・三一	三五四・九五	二〇五・四九	一二六・三二	二一一・四三
四子	一七八・二四	一一二・六三	二三一・三八	一七四・一三	七六・七二	五〇八・七九	二二六・三七	一四一・〇五	二六五・七一

育兒費調査結果の概要(二)

七子

(三) 郡 部

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總平均	一・七	一・五	三・四	三・五	一・八	二・六	一・三	四・三	四・〇
一子	一・三	一・三	二・二	二・三	一・六	二・三	一・五	三・三	三・七
二子	一・六	一・五	三・三	三・七	一・九	二・六	一・七	四・五	四・二
三子	三・〇	一・五	四・七	四・七	一・四	三・六	一・三	五・八	四・九
四子	三・三	一・五	四・五	四・七	一・三	四・三	一・四	四・七	四・一
五子	三・五	一・四	四・四	五・三	一・七	四・二	一・六	四・〇	四・一
六子	三・三	二・三	六・六	六・八	一・四	六・四	一・七	七・八	一〇・三
七子	四・〇	三・八	一〇・九	一〇・三	一・三	四・六	三・四	五・五	一〇・三

右に依てみれば、育兒費の内譯費目の大小順位は、郡部、市部共に大差なく、醫療費、間食費、身の廻品費、教育費等が比較的大を占め、牛乳代、玩具代、保健費、其の他の順位を以て之に亞いでゐる。唯市部と郡部と異なるのは、郡部では身の廻品費が第二位を占め、間食費が第三位となつてゐるのに對し、市部では之が逆になつてゐる點だけである。但し各費目共市部が郡部に比し著しく大であることは云ふ迄もない。

次に一子世帯を一〇〇として、子女數別の指數を示せば左の如くである。

子女數	(一) 市		(二) 郡		(三) 部				
	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	一〇〇・〇〇								
二	一三四・九七	一〇四・三六	一九四・二七	一二九・三六	八八・一〇	二四〇・一七	二〇二・六一	一一二・五六	一九三・六二
三	一五七・二〇	一一八・五五	二三八・七一	一六三・一六	六五・六五	三七四・三六	二五三・九一	一一五・一〇	二五五・三二
四	一九一・五二	一二〇・三六	二八五・六六	一三七・四一	六六・六七	四八七・一八	二八六・〇九	一六二・三三	四二七・六六
五	一九六・二五	一六一・〇九	三三〇・一一	二四五・九三	六四・九七	五三五・〇四	三五一・三〇	八三・八六	四二九・七九
六	二四三・七二	二四八・三六	三二九・〇三	一八五・八七	九三・五四	八一六・二四	四二八・七〇	一七八・六二	一五五・三二
七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一	一〇〇・〇〇								
二	一三七・〇二	一一八・九四	一五九・七二	一三五・四七	九三・九七	二二四・六六	一四二・六七	一二四・二七	一五一・八五
三	一六九・〇九	一一四・三九	一九七・六三	一七三・九三	一〇六・九〇	三五七・五三	一七三・三三	一四八・五四	一八一・四八
四	一八三・七二	一一八・九四	二〇六・六四	一八六・七五	一〇三・四五	五六四・三八	一九七・三三	一三七・七二	一五一・八五
五	一九一・三二	一二五・〇〇	二一一・八五	二二六・九二	一一八・一〇	五六三・〇一	二二四・〇〇	一一九・八八	一七〇・三七
六	二六九・六七	一六一・三六	二九七・六三	二九一・〇三	一二六・七二	八二七・四〇	一四二・六七	二二八・六五	三七七・七八
七	三三五・二一	二二二・二二	五二〇・三八	四五四・二七	一三九・六六	六四一・一〇	四六四・〇〇	一六八・一三	二二九・六三

之に依て見れば、教育費、間食費、「其の他」及保健費は大體此順序を以て増嵩してゐるのに對して、身の廻品代、醫療費及牛乳代は増嵩率比較的微少であり、玩具代は明かに減少してゐる。殊に教育費は一子を増す毎に倍數以上の増嵩を示してゐるが、之は子女の多い家庭は勢ひ教育費の比較的高い高學年の兒童を持つてゐる故であり、又牛乳代及玩具代は乳幼児のみの費用であつて、子女の多少に餘り影響されないためであらう。身の

廻品代が案外に増嵩しないのは、長子女からの譲り物で間に合ふことが多い故であるべく、此點子供用衣料費の場合と大體同じであると認められる。尚ほ本節に掲げた育児費總額と、第四節中に掲げた一般生活費中の衣料費の内子供用衣料費とを合計したものを、假に直接の育児費合計總額と看做し、之を子女數別に分け、且つ一子を基準とせる指數を出して見れば次

の如くである。

第十七表 育児費總額と子供用衣料費との合計額

(一) 全 國

子女數	育児費總額	子供用衣料費	合 計	一子を二〇〇とせる指數
總平均	二二・二四	七・四三	二九・六七	一〇〇
一子	一五・九五	六・六五	二二・六〇	一〇〇
二子	二一・三四	八・一一	二九・四五	一三〇
三子	二五・二〇	九・六六	三四・八六	一五四
四子	二八・四三	一〇・七八	三九・二一	一七三
五子	二八・八二	一三・五七	四二・三九	一八八
六子	三七・九六	一一・五五	四九・五一	二一九
七子	四〇・五六	一六・一一	五六・六六	二五一

(二) 市 部

子女數	育児費總額	子供用衣料費	合 計	一子を二〇〇とせる指數
總平均	三〇・〇三	八・二九	三八・三二	一〇〇
一子	二一・五九	八・一一	二九・七〇	一〇〇
二子	二九・一四	九・三六	三八・五〇	一三〇
三子	三三・九四	一一・〇六	四五・〇〇	一五二
四子	四一・三五	一一・五二	五二・八七	一七八
五子	四二・三七	一五・七〇	五八・〇七	一九六
六子	五二・六二	一一・〇〇	六三・六二	二一四
七子	—	—	—	—

(三) 郡 部

子女數	育児費總額	子供用衣料費	合 計	一子を二〇〇とせる指數
總平均	一七・七〇	六・九二	二四・六二	一〇〇
一子	一二・一〇	五・六三	一七・七三	一〇〇

育児費調査結果の概要(一)

二子	一六・五八	七・三五	二三・九三	一三五
三子	二〇・四六	八・九一	二九・三七	一六六
四子	二二・二三	一〇・四三	三二・六六	一八四
五子	二三・一五	一二・六八	三五・八三	二〇二
六子	三二・六三	一一・七五	四四・三八	二五〇
七子	四〇・五六	一六・一一	五六・六六	三二〇

即ち直接育児費の合計額は全國總平均二九圓六七錢、市部總平均三八圓三二錢、郡部總平均二四圓六二錢となり、之を總所得平均額に對比すれば、全國平均では二三%、市部では二六%、郡部では二二%を占むることとなる。又一子世帯の育児費合計額を一〇〇とすれば、全國平均に於ては二子は三〇%、三子は五四%、四子は七三%、五子は八八%、六子は一一九%、七子は二五%を増すこととなる。市部と郡部との増進率を比較すれば、郡部が稍高く、五子で二倍強となり、六子で二倍半、七子で三倍以上となるに對し、市部は五子で二倍弱、六子で二倍強となるに過ぎない。

第八 同一所得階級に於ける 子女數と育児費の内譯

一般生活費の内容が所得の多寡に依つて如何なる變動を示すかを見るために、之を更に各所得階級に細分して觀察したが、育児費の内容に就ても同様の方法によつて吟味してみることとする。先づ實數を所得階級別、子女數別に掲げる。

第十八表 所得階級別、子女數別育児費内譯

(一) 全 國

子女數	世帯數	總 額	牛乳代	問食代	身代	用品代	玩具代	教育費	保健費	醫藥費	其他
總 數	六六	一、五〇六	一、〇六	二、四	三、六	一、三	一、三	六	四、三	五	

(1) 八〇圓以上二〇〇圓未満

(2) 一〇〇圓以上二〇〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	三	一三・五	一・七	二・八	一・四	一・四	一・七	一・三	四・七	一・五
二子	三	一五・五	一・七	二・七	一・二	一・三	一・三	一・六	四・七	一・〇
三子	九	三〇・七	一・七	四・〇	一・四	一・三	一・五	一・五	五・四	一・七
四子	三	一八・三	一・四	三・九	一・五	一・三	一・三	一・五	三・四	一・八
五子	八	一九・八	一・八	四・四	一・九	一・元	一・八	一・八	四・四	一・八
六子	一	一六・〇	一・五	三・五	一・〇	一・五	一・七	一・七	四・九	一・〇
七子	一	一〇・〇	一・〇	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	三・〇	一・〇

(3) 二二〇圓以上二四〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	七	一七・七	一・八	三・六	一・三	一・三	一・三	一・三	四・九	一・三
二子	三	一七・七	一・八	三・六	一・三	一・三	一・三	一・三	四・九	一・三
三子	三	一九・七	一・八	四・三	一・七	一・五	一・五	一・五	四・三	一・四
四子	二	二二・三	一・九	四・元	一・五	一・五	一・五	一・五	五・六	一・三
五子	三	一八・元	一・六	四・六	一・五	一・五	一・五	一・五	三・三	一・三
六子	一	三三・四	五・四	四・六	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	五・〇	一・〇
七子	一	一五・〇	一・五	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	三・〇	一・〇

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	八	三三・四	三・〇	四・三	一・八	一・八	一・八	一・八	六・元	一・八
二子	一	一八・四	一・七	三・六	一・四	一・四	一・四	一・四	三・七	一・四
三子	三	三三・六	二・六	四・九	一・八	一・八	一・八	一・八	八・七	一・八
四子	三	三三・九	一・五	四・七	一・七	一・七	一・七	一・七	四・元	一・七
五子	四	三三・三	一・三	五・六	一・七	一・七	一・七	一・七	五・六	一・七
六子	三	三三・八	一・三	四・八	一・九	一・九	一・九	一・九	五・六	一・九
七子	一	三三・四	一・三	三・〇	一・六	一・六	一・六	一・六	四・三	一・六

(5) 一六〇圓以上一八〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	四	一九・〇	一・九	三・五	一・八	一・八	一・八	一・八	五・四	一・八
二子	六	三〇・五	三・四	六・八	一・九	一・九	一・九	一・九	五・五	一・九
三子	四	一九・七	一・七	三・七	一・六	一・六	一・六	一・六	四・八	一・六
四子	七	三三・九	三・六	五・二	一・六	一・六	一・六	一・六	五・五	一・六
五子	七	三三・元	三・三	五・四	一・五	一・五	一・五	一・五	五・三	一・五
六子	六	四〇・五	三・九	七・七	一・五	一・五	一・五	一・五	七・三	一・五
七子	一	三三・五	三・三	四・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	三・五	一・〇

(1) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一	一八・六	一・七	二・六	一・四	一・四	一・四	一・四	三・七	一・四
二子	四	三三・八	三・四	四・九	一・六	一・六	一・六	一・六	五・三	一・六
三子	三	三三・〇	一・七	八・五	一・七	一・七	一・七	一・七	四・五	一・七

(二) 市 部

(1) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一	一八・六	一・七	二・六	一・四	一・四	一・四	一・四	三・七	一・四
二子	四	三三・八	三・四	四・九	一・六	一・六	一・六	一・六	五・三	一・六
三子	三	三三・〇	一・七	八・五	一・七	一・七	一・七	一・七	四・五	一・七

四子	二	一九三三	—	五二五	二五五	一五〇	二二三	四〇〇	三九五	—
五子	二	一七九一	一五五	五二六	三〇〇	一三〇	四九元	三三八	—	—
六子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一一〇圓以上一四〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	五三	三六五	二七八	四〇四	四九元	三六元	二二三	二〇六	七四〇	六
一子	一	二〇八	二七一	二六五	三二四	三三三	九二	一八	五八九	四三
二子	一	二七〇	二五五	三二四	三三三	—	—	—	—	—
三子	一	三〇七	二九〇	三二四	三三三	—	—	—	—	—
四子	一	三〇七	二九〇	三二四	三三三	—	—	—	—	—
五子	一	三〇七	二九〇	三二四	三三三	—	—	—	—	—
六子	一	三〇七	二九〇	三二四	三三三	—	—	—	—	—
七子	一	三〇七	二九〇	三二四	三三三	—	—	—	—	—

(3) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	五七	三〇七	三三三	五二六	四七八	三三三	三〇〇	三〇〇	八〇六	六
一子	一	一七三	二二五	二二八	二七八	一三〇	一七九	一〇七	四八四	四
二子	一	一八三	三三三	四〇七	四七三	三三三	三三三	三三三	七四二	七
三子	一	三〇三	八							
四子	一	三〇三	八							
五子	一	三〇三	八							
六子	一	三〇三	八							
七子	一	三〇三	八							

(4) 一六〇圓以上一八〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

總數	三七	三二七	三三三	六六九	五四三	三〇一	四〇四	二七五	六〇九	一五三
一子	三	三〇九	二九四	三三三	三二五	一八五	二〇一	一九	六〇七	三
二子	六	三三三	三〇五	七二一	五七三	三三六	三三三	三三三	六五〇	二八七
三子	七	三二二	三〇四	七一九	六〇六	三三三	四八〇	三〇七	七三三	八〇
四子	八	三〇六	三〇七	八二八	五八五	一七六	四九七	三三三	四八四	一五〇
五子	三	二八三	二〇〇	七三〇	四九八	二四	六七五	四八三	七五五	三〇〇
六子	三	三〇五	二〇八	九六〇	二四八	四七〇	二四五	四〇五	八五三	一七
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(三) 郡部

(1) 八〇圓以上一〇〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	五五	二四六	一五五	三九六	三二七	一三〇	九	四〇四	二四	—
一子	三	二七〇	一四四	一九九	二二四	一〇四	〇	六	三〇四	六
二子	三	二〇六	一五五	三三三	二二二	一〇四	一〇一	四〇九	〇七	—
三子	六	三〇五	一七六	四〇六	四五五	一五〇	二〇七	一三	五〇四	七
四子	四	一八三	一四〇	三三九	三三三	一五三	三三三	一五三	三〇四	八
五子	八	一九八	八八	四〇四	四九三	一三九	三六三	一〇八	四五四	—
六子	一	一八〇	—	三〇五	六〇一	五〇	九三〇	三三〇	四九〇	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	八四	一七〇	一五五	三〇四	三〇四	一六六	一〇九	一〇六	四三三	三
一子	一	一六六	一三三	二〇六	三三三	一〇四	〇	七	三三三	〇六
二子	三	一六〇	一四四	三三三	三三三	一〇四	一〇七	一〇六	四〇六	〇九
三子	三	一八〇	一三三	三三三	三三三	一〇四	一〇六	一〇六	四〇六	〇九
四子	一	二〇六	一八三	四〇七	四八	一三三	三三三	一〇四	五三三	〇〇

第十九表 所得階級別・子女數別育兒費内譯の百分率

五子	三	一八・三	一・六	四・六	四・一	一・三	三・四	一・七	二・五	三
六子	一	三・四	五・四	四・三	二・一	一・〇	三・五	一・七	五・一〇	一
七子	一	五・〇	六・三	一五・〇	二五・〇	三・〇	五・〇	五・〇	一〇・〇	一

(3) 一一〇圓以上一四〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	四七	三〇・五	一・三	四・〇	三・八	一・三	二・六	一・元	五・四	五
一子	六	一四・六	一・〇	二・九	二・六	七	一・三	七	四・三	三
二子	一四	一七・五	一・五	三・六	三・五	一〇・七	二・五	一・四	四・三	四
三子	一七	二〇・六	一・五	四・五	三・九	一三	二・四	一・三	七・四	五
四子	七	三・六	一・三	四・四	四・元	九	三・八	一・七	四・美	三
五子	美	三・〇	一・三	四・四	五・六	一	四・〇	一・九	五・四	三
六子	二	三・〇	一・四	四・四	六・三	一	六・七	七	九・九	一
七子	一	三・四	一	三・〇	六・三	七	三・四	三・五	四・〇	一

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一八	二・五	一・七	三・六	四・四	一・三	三・美	一・六	四・九	五
一子	三	一三・五	一・〇	二・〇	二・三	三	一・四	七	五・七	三
二子	四	一九・四	一・三	三・五	四・七	一〇・一	二・七	一・五	四・六	七
三子	四	三・五	一・五	四・四	五・九	六	三・五	一・三	五・五	八
四子	美	三・四	一・五	五・〇	四・美	一・四	五・七	一・九	四・美	六
五子	三	元・三	二・金	四・六	六・〇	一・九	六・八	二・四	五・三	四
六子	四	元・七	二・六	六・九	九・三	一・五	四・三	九	二・七	一・四
七子	一	三・五	二・〇	四・五	一〇・六	二・〇	五・九	一・六	三・五	一・五

今、以上の費目に就て、子女數別の變動が如何に現はれてゐるかを容易に觀察するために、一般生活費の場合と同様、總額に對する各費目の百分率を夫々算出してみよう。第十九表は即ち之である。

(1) 全 國

(1) 八〇圓以上一〇〇圓未滿

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一〇〇・〇	一〇・〇	一八・七	一八・四	八・元	七・七	六・五	三・五	九・六
一子	一〇〇・〇	三・三	四・七	一六・三	二・〇	三・六	五・元	三・美	一・三
二子	一〇〇・〇	九・七	二・四	一七・三	七・八	七・九	六・六	六・六	一・三
三子	一〇〇・〇	八・六	九・四	二・三	七・七	九・七	六・五	六・三	一・三
四子	一〇〇・〇	七・七	三・四	一九・三	四・九	三・〇	六・八	一・九	九
五子	一〇〇・〇	四・四	三・八	三・五	七・一	一・三	五・四	三・八	一
六子	一〇〇・〇	一	三・五	三・七	一・七	三・三	一・三	一・七	五・〇
七子	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(2) 一〇〇圓以上一二〇圓未滿

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一〇〇・〇	九・元	一九・三	三〇・三	七・七	九・九	六・九	三・五	四・六
一子	一〇〇・〇	二・七	一四・七	三〇・八	一〇・七	四・四	五・九	三・九	三・三
二子	一〇〇・〇	一〇・六	三・美	一八・七	七・美	七・四	六・四	七・八	七・三
三子	一〇〇・〇	七・三	二・七	三〇・六	六・美	一三・九	七・四	二・九	一・四
四子	一〇〇・〇	八・三	一九・三	一九・〇	五・三	一五・三	六・四	四・三	九
五子	一〇〇・〇	八・六	三・三	二・六	六・七	一八・九	六・八	一・一	六
六子	一〇〇・〇	四・六	一・七	九・〇	四・七	一五・〇	七・六	三・八	一
七子	一〇〇・〇	一〇・四	三・五	三・四	五・七	八・四	八・四	六・九	一

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未滿

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一〇〇・〇	八・六	一六・元	一七・四	七・九	一〇・三	七・九	七・六	二・五

一	子	100.00	3.55	14.56	16.33	13.66	5.75	5.55	9.04	2.33
二	子	100.00	8.61	18.33	17.83	9.00	9.18	7.69	37.04	1.70
三	子	100.00	8.55	18.33	15.66	5.55	10.94	7.55	30.63	3.66
四	子	100.00	6.66	30.00	19.00	4.00	18.66	8.00	19.01	3.33
五	子	100.00	4.44	3.55	3.00	5.55	16.00	7.55	19.75	3.00
六	子	100.00	6.66	14.00	18.66	4.00	18.44	3.00	32.71	3.33
七	子	100.00	—	14.80	30.00	3.55	10.00	3.55	33.00	—

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻 品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	9.99	17.89	17.55	6.00	13.07	7.55	35.00	2.33
二	子	100.00	13.99	15.66	16.00	6.55	10.66	5.83	33.33	1.70
三	子	100.00	11.55	16.66	18.66	9.77	10.66	7.83	35.22	1.66
四	子	100.00	7.55	17.33	13.55	4.00	13.99	6.66	33.96	2.70
五	子	100.00	8.79	16.99	13.99	5.55	10.66	8.00	15.91	1.96
六	子	100.00	7.55	19.66	19.00	3.99	14.66	6.74	35.00	3.01
七	子	100.00	7.55	15.55	34.00	3.55	18.94	5.14	9.97	5.94

(5) 一六〇圓以上一八〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻 品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	9.55	30.55	16.55	6.66	33.33	7.55	17.66	6.66
二	子	100.00	13.33	18.33	14.66	9.33	9.55	5.77	35.71	4.33
三	子	100.00	8.99	30.77	15.55	6.66	9.99	6.66	18.00	4.00
四	子	100.00	9.66	30.55	18.66	5.55	14.00	7.66	30.18	2.66
五	子	100.00	10.88	30.99	17.66	5.55	18.66	7.81	15.33	3.44
六	子	100.00	7.00	17.55	14.55	4.73	17.00	5.63	18.88	9.33
七	子	100.00	14.33	30.55	17.99	5.63	18.33	5.63	14.66	2.70

(一) 市 部

(1) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻 品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	3.66	16.55	19.66	2.22	5.00	7.77	17.94	1.50
二	子	100.00	3.66	30.00	32.84	3.55	2.66	5.55	3.55	1.66
三	子	100.00	9.80	30.66	16.00	9.80	6.74	9.55	6.66	1.55
四	子	100.00	5.66	30.00	19.77	8.99	13.55	8.77	8.00	3.00
五	子	100.00	—	30.66	13.99	7.76	11.55	10.66	30.00	—
六	子	100.00	8.66	7.70	16.66	7.33	34.00	14.55	—	—
七	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一二〇圓以上一四〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻 品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	10.00	26.66	16.66	10.55	8.00	7.77	37.91	3.00
二	子	100.00	13.33	13.33	15.55	6.66	4.55	5.55	19.91	2.00
三	子	100.00	9.55	17.55	16.66	10.55	6.66	8.66	19.55	1.33
四	子	100.00	10.55	16.84	15.55	5.66	10.77	8.00	19.77	3.99
五	子	100.00	8.55	30.55	18.55	4.66	19.00	8.99	15.00	3.76
六	子	100.00	9.99	30.77	20.55	4.88	16.66	8.81	8.55	8.55
七	子	100.00	19.77	30.55	10.00	4.55	6.99	8.00	19.00	—

(3) 一四〇圓以上一六〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻 品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	10.66	17.55	15.55	6.66	11.00	7.81	16.55	2.55

一	子	100.00	156.6	155.5	157.7	77.6	10.6	67.7	27.4	1.5
二	子	100.00	126.6	126.3	126.5	10.7	10.4	75.8	35.8	1.4
三	子	100.00	115.5	115.2	115.7	5.8	13.5	93.3	18.7	2.4
四	子	100.00	86.6	86.9	87.3	3.4	9.5	78.8	30.6	2.8
五	子	100.00	68.8	68.5	68.8	4.7	19.8	75.8	8.4	3.9
六	子	100.00	48.8	48.9	49.3	2.8	14.3	54.5	4.5	—
七	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 一六〇圓以上一八〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其/他
一	子	100.00	215.5	210.1	17.9	6.3	12.7	8.0	19.5	4.2
二	子	100.00	142.1	136.5	15.0	8.8	9.5	5.7	28.9	1.7
三	子	100.00	91.8	89.4	17.5	7.0	10.1	6.6	19.7	8.6
四	子	100.00	95.5	91.7	19.0	5.6	13.9	8.5	30.4	2.3
五	子	100.00	108.3	104.4	17.3	5.5	14.5	9.7	14.7	4.9
六	子	100.00	67.3	64.3	22.5	5.5	17.4	13.4	19.5	7.7
七	子	100.00	26.5	24.6	17.4	7.5	3.1	7.7	23.9	2.8

(三) 郡部

(1) 八〇圓以上一〇〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其/他
一	子	100.00	199.3	197.7	19.8	8.6	8.2	6.5	27.0	9.4
二	子	100.00	131.4	126.3	18.9	13.3	3.7	5.8	39.4	1.7
三	子	100.00	101.6	93.3	18.8	7.4	7.3	6.7	27.3	4.7
四	子	100.00	83.6	79.9	23.7	7.3	9.8	6.3	26.3	1.6
五	子	100.00	77.3	72.6	19.3	4.6	3.0	8.8	18.9	9.9
總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其/他
一	子	100.00	77.4	75.3	23.3	5.0	3.3	8.8	18.9	9.9
二	子	100.00	44.4	41.5	18.5	3.0	2.6	5.4	14.9	3.8
三	子	100.00	33.6	31.8	14.8	2.0	1.9	4.4	11.9	2.7
四	子	100.00	22.6	21.3	11.3	1.3	1.3	3.3	8.3	1.6
五	子	100.00	14.6	13.3	7.3	.6	.6	2.6	5.6	.6

六	子	100.00	—	—	25.0	27.9	1.7	33.2	13.3	17.5
七	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上一二〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其/他
一	子	100.00	91.2	89.4	30.9	6.8	2.0	6.3	24.7	7.6
二	子	100.00	108.3	104.4	30.5	9.5	6.4	6.7	27.3	5.5
三	子	100.00	107.7	103.8	29.6	6.9	7.6	6.9	29.9	5.4
四	子	100.00	77.6	75.3	26.3	6.8	3.7	7.3	23.7	1.8
五	子	100.00	83.3	79.9	23.3	5.7	1.5	7.7	24.6	9.1
六	子	100.00	85.5	81.3	23.9	6.7	1.8	7.9	27.4	6.6
七	子	100.00	44.6	41.9	19.0	4.7	1.5	7.8	22.5	—

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其/他
一	子	100.00	66.3	64.5	18.9	5.5	1.3	7.3	26.7	2.7
二	子	100.00	77.3	75.3	20.6	6.8	9.9	4.7	30.9	2.8
三	子	100.00	71.3	68.3	20.7	6.0	1.3	5.9	24.5	2.3
四	子	100.00	71.1	68.1	15.8	5.7	1.7	6.0	23.6	2.6
五	子	100.00	60.0	57.5	19.8	4.5	1.7	8.3	20.3	2.6
六	子	100.00	54.0	51.5	17.7	5.8	1.5	7.3	22.8	1.6
七	子	100.00	46.3	44.3	17.3	4.3	1.9	5.5	23.4	3.5

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其/他
一	子	100.00	77.4	75.3	23.3	5.0	1.6	5.9	33.6	3.4
二	子	100.00	44.4	41.5	18.5	3.0	2.6	5.4	14.9	3.8
三	子	100.00	33.6	31.8	14.8	2.0	1.9	4.4	11.9	2.7
四	子	100.00	22.6	21.3	11.3	1.3	1.3	3.3	8.3	1.6
五	子	100.00	14.6	13.3	7.3	.6	.6	2.6	5.6	.6

二子	100.00	2.12	18.75	34.91	5.91	2.15	5.91	3.35	1.11
三子	100.00	6.56	19.12	33.61	4.18	2.52	5.33	3.86	3.35
四子	100.00	4.61	3.91	18.77	5.97	3.32	5.35	19.07	2.40
五子	100.00	9.52	14.33	30.66	6.66	3.03	8.62	18.76	1.66
六子	100.00	10.22	3.81	3.77	5.22	1.46	3.32	7.76	6.91
七子	100.00	7.06	15.55	34.03	3.55	18.94	5.24	9.79	5.94

以上の百分率表によつて、先づ各所得階級に就て總平均の費目別割合を觀察しよう。之によれば費目によつては市郡を通じて同様の傾向を示すものもあり、又兩者稍、異なる傾向を示すものもある。例へば教育、「其他」の費目は市郡を通じて、所得の増加に従つて其割合も漸増し、又玩具代、醫療費は共に漸減してゐるのに對して、牛乳代、間食代、保健費等は市郡兩者間に多少傾向を異にしてゐるのである。即ち先づ牛乳代に就て見るに、市部に於ては各所得階級共一〇%臺で略、固定的であるのに對して、郡部では一〇%臺から六%臺へ大體遞減してゐる。又間食代は市部に於ては一六%代から二一%臺へ漸増してゐるのに對して、郡部では二〇%内外で略、固定して居り、一四〇圓乃至一六〇圓級では一八・二一%に低下してゐる。身の廻品代は市部では一〇〇圓乃至一二〇圓級の一九・六四%から一四〇圓乃至一六〇圓級の二一・五六%に低下してゐるが、一六〇圓乃至一八〇圓級では又一七・一九%に上つて居るのに對して、郡部では一九%内外から二一%臺に一高一低してゐる。玩具代は前記の如く市郡共に所得の上るに従つて其割合は減少して居るが、總額中に占むる地位は市部が六%臺から一一%に及ぶに對して、郡部では五%臺から八%臺に止まり其経費が比較的輕少なることが知られる。教育費は市部は五%臺から一二%臺に遞増し、郡部は同じく八%臺から一六%臺に遞増し、其増率は何れも甚だ顯著であるが、之は所得の増加に伴ひ子女數、殊に教育費を要

する年長の子女數が増すための當然の結果である。次に保健費は市部に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓級の七・一七%から漸増して一六〇圓乃至一八〇圓級の八・一〇%となつてゐるが、郡部では六%前後に於て寧ろ固定的である。醫療費は前記の如く市郡共所得の上るに従て漸減してゐるが、其割合は市郡共に甚だ高く、育児費總額の約四分の一が之に當てられてゐることを知るのである。「其他」の費用は市郡共低額所得者に於ては甚だ低率で殆ど言ふに足らないが、所得の増加に伴ふて何れも漸増してゐる。蓋し學校以外の稽古費等は高額所得者の場合に多く例を見るからである。

市部と郡部とを合せたる全國平均に於ては、牛乳代、間食代、身の廻品代は略、固定的であるか、或は小さい幅を以て不規則に上下してゐると云へる。之に對して玩具代及醫療費は所得の増大に伴つて其割合は漸次低下し、又教育費、保健費及「其他」の費目は反對に遞増を示してゐるのである。

次に子供の多寡に依つては如何と云へば、先づ市部に就て觀るに、牛乳代の占むる割合は所得の如何に拘はらず、子供の増加に伴ひ概して遞減してゐる。之は郡部に就ても略、同様だと云へる。間食費は反對に郡市共に子供數に應じて遞増してゐることは云ふ迄もない。又身の廻品代は子女數に關係なく略、固定的であるか、或は輕微な度に於て不規則に一上一下してゐる。玩具代は市郡共に何れの場合も子供數に反比例して居り、之に對して教育費は明白に遞増、寧ろ子供數の増すと伴に飛躍的な増大を示してゐるのである。保健費は市部も郡部も、各所得階級共に稍、増すか或は大體固定的な割合を示してゐるが、醫療費は殆ど例外なく子供數に應じて遞減してゐる。「其他」の費用の割合は市部、郡部共に極めて輕微であつて、市部では子供の數に應じて大體遞増してゐるが、郡部では寧ろ固定的であ

ると云へよう。

最後に、育児費中の各費目は、子女数の多寡に依つて變動を生ずることは既記の通りであるが、之は所得の大小に依つて更に影響を蒙るものであらうか。乞ふ第二十表によつて之を窺はれたい。今煩を避けて一々の解説を加ふることを省略するが、大體に於て其變動の態様は各所得階級共通であつて、之から得らるゝ結論は、從て第七節中の第十六表に加へた説明をくり返すことゝならう。

第二十表 一子世帯を基準とせる各所得階級別、子女數別育児費内譯の指數

(一) 全 國

(1) 八〇圓以上二〇〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	125.73	99.33	106.33	115.90	105.00	114.70	115.70	116.70	116.70
三子	151.46	104.50	115.73	125.30	113.30	122.50	123.90	124.90	124.90
四子	177.19	110.65	125.16	134.70	121.90	131.30	132.70	133.70	133.70
五子	202.92	116.80	134.59	144.10	130.50	140.70	142.10	143.10	143.10
六子	228.65	122.95	144.02	153.50	139.10	150.10	151.50	152.50	152.50
七子	254.38	129.10	153.45	162.90	147.70	159.50	160.90	161.90	161.90

(2) 一〇〇圓以上二二〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	133.22	109.52	116.60	126.30	115.90	125.30	126.30	127.30	127.30
三子	166.45	119.02	126.03	135.70	125.30	134.70	135.70	136.70	136.70
四子	199.68	128.52	135.46	145.10	134.70	144.10	145.10	146.10	146.10
五子	232.91	138.02	144.89	154.50	144.10	153.50	154.50	155.50	155.50

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	133.75	109.52	116.60	126.30	115.90	125.30	126.30	127.30	127.30
三子	167.29	119.02	126.03	135.70	125.30	134.70	135.70	136.70	136.70
四子	200.83	128.52	135.46	145.10	134.70	144.10	145.10	146.10	146.10
五子	234.37	138.02	144.89	154.50	144.10	153.50	154.50	155.50	155.50
六子	267.91	147.52	154.32	163.90	153.50	162.90	163.90	164.90	164.90
七子	301.45	157.02	163.75	173.30	162.90	172.30	173.30	174.30	174.30

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	134.29	110.00	117.33	127.30	116.00	126.30	127.30	128.30	128.30
三子	168.58	120.00	126.66	137.30	125.00	136.30	137.30	138.30	138.30
四子	202.87	130.00	136.00	147.30	134.00	146.30	147.30	148.30	148.30
五子	237.16	140.00	145.33	157.30	143.00	156.30	157.30	158.30	158.30
六子	271.45	150.00	154.66	167.30	152.00	166.30	167.30	168.30	168.30
七子	305.74	160.00	164.00	177.30	161.00	176.30	177.30	178.30	178.30

(5) 一六〇圓以上一八〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	135.71	110.00	117.33	127.30	116.00	126.30	127.30	128.30	128.30
三子	171.42	120.00	126.66	137.30	125.00	136.30	137.30	138.30	138.30
四子	207.13	130.00	136.00	147.30	134.00	146.30	147.30	148.30	148.30
五子	242.84	140.00	145.33	157.30	143.00	156.30	157.30	158.30	158.30
六子	278.55	150.00	154.66	167.30	152.00	166.30	167.30	168.30	168.30

四子	一五、四、四	一七、九、四	二〇、九、四	一八、三、三	一七、九、三	一五、三、三
五子	一六、八、三	一七、三、三	一七、三、〇	一八、七、四	一八、三、五	一六、三、〇
六子	一五、四、四	一五、三、八	一五、三、七	一四、六、二	一三、〇、七	一〇、〇、〇
七子	一五、三、三	一五、四、七	一六、六、六	一六、四、四	一四、九、三	一三、七、〇

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇、〇〇〇								
二子	一三、〇、七	一四、六、一	一三、七、二	一三、〇、三	一七、七、五	一七、七、五	一七、七、五	一七、七、五	一七、七、五
三子	一四、〇、〇	一四、六、一	一六、七、三	一五、七、一	一八、五、七	一八、五、七	一八、五、七	一八、五、七	一八、五、七
四子	一五、〇、七	一五、七、一	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
五子	一五、九、三	一六、八、五	一六、八、五	一六、八、五	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
六子	一六、〇、二	一六、三、三	一六、三、三	一六、三、三	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
七子	一六、九、六	一六、九、三	一六、九、三	一六、九、三	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇、〇〇〇								
二子	一五、〇、七	一七、七、八	一七、七、八	一七、七、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
三子	一六、五、一	一八、五、一	一八、五、一	一八、五、一	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
四子	一七、九、二	一八、四、〇	一八、四、〇	一八、四、〇	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
五子	一八、四、八	一八、六、三	一八、六、三	一八、六、三	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
六子	一九、〇、七	一九、〇、〇	一九、〇、〇	一九、〇、〇	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八
七子	一九、三、三	一九、三、三	一九、三、三	一九、三、三	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八	一八、六、八

第九 子女數と一般生活費及育兒費

合計額

上來一般生活費及育兒費が子女の有無多寡に依つて夫々如何に變化するかを觀察したが、茲に改めて兩者合計額の變動を考察したい。但し各所得階級別に之を點檢することは餘りに煩雜に失するから、總平均に就て窺ふこととする。即ち子女數別の所得總平均額、子女數別の一般生活費、同上育兒費並に兩者合計額、平均所得額に對する兩者合計額の割合、無子世帯を基準とせる支出總額の指數を一覽表に掲出すれば次の如くである。

第二十一表 子女數別一般生活費及育兒費合計額

(一) 全國

子女數	平均所得額	一般生活費	育兒費	合計	平均所得額に對する割合	無子世帯ヲ百トシテ其ノ支出總額ノ指數
總平均	二六、四	一〇、七	三、四	一五、五	〇、八四	一〇〇、〇
一子	二八、四	七、三	一	七、三	〇、二六	一〇〇、〇
二子	二五、二	八、七	二、四	一〇、一	〇、三九	一四〇、八
三子	二三、〇	九、三	三、〇	一二、三	〇、五三	一五九、八
四子	二四、八	九、五	三、五	一三、〇	〇、五二	一六七、四
五子	二四、七	九、三	三、八	一三、一	〇、五三	一七三、四
六子	二四、五	九、三	三、九	一三、二	〇、五四	一七三、七
七子	二四、〇	九、三	四、〇	一三、三	〇、五五	一七三、七
總平均	一四、六	二、〇	〇、三	二、三	〇、一六	一〇〇、〇
一子	一四、〇	一、〇	一	二、〇	〇、一四	一〇〇、〇
二子	一三、三	一、〇	一	二、〇	〇、一五	一〇〇、〇

(二) 市部

子女數	平均所得額	一般生活費	育兒費	合計	平均所得額に對する割合	無子世帯ヲ百トシテ其ノ支出總額ノ指數
總平均	一四、六	二、〇	〇、三	二、三	〇、一六	一〇〇、〇
一子	一三、三	一、〇	一	二、〇	〇、一四	一〇〇、〇
二子	一三、三	一、〇	一	二、〇	〇、一五	一〇〇、〇

三	子	一五、八	二九、三〇	三三、四	一五、四	〇・九	一五・九三
四	子	一五、八	一三、九	四、三	一五、三	〇・九四	一四・九
五	子	一七、四	一五、五	四、七	一七、三	〇・九七	一七・六
六	子	一五、七	一六、三	五、三	一七、九	一・三	一三・五
七	子	—	—	—	—	—	—

(三) 郡 部

子女数	平均所得額	一般生活費	育児費	合計	平均所得額に対する割合	無子世帯の百トセル支出総額ノ指数
總平均	一三、八三	六、八	一七、七〇	六五、五	〇・七	—
〇子	一〇、九三	五、四	—	五、四	〇・五	一〇〇・〇
一子	一四、九	六、九	一三、一〇	三〇、〇	〇・七〇	一三・六
二子	一〇、三	四、四	一六、五	二八、〇	〇・七三	一四・〇
三子	一八、六〇	七、〇	二〇、四	四五、〇	〇・八	一七・七
四子	一五、五〇	七、八	三三、三	五〇、七	〇・八一	一八・〇
五子	一三、七	八、九	三三、五	五六、一	〇・八四	一九・五
六子	一四、七	一五、三	三三、三	六三、三	〇・九	二四・〇
七子	一四、八	先、三〇	四〇、五	五五、六	一・〇	三三・四

本表に依て之を窺へば、市部に於ける一般生活費及育児費の合計額總平均は一四〇圓三八錢、同じく郡部に於ては八五圓五八錢、全國平均に於ては一〇五圓九五錢であつて、之を平均所得に對比すれば、市部は九四%、郡部は七六%、全國平均は八四%に達して居る。即ち市部に於ては殆ど收入の全部が一般生活費と育児費とに注入されてゐると云ふことが出来、之に對して郡部に於ては稍々餘裕が存してゐると考へられる。勿論此割合は子女の有無多少に依て變化するのであつて、市部に於ては無子世帯が總所得の七一%を支出する(此場合は一般生活費だけである)のに對し、一子世帯は九〇%、二子世帯は九三%と漸次遞増して五子の九七%、六子の一二二%となつてゐる。即ち五子迄は辛うじて生計が可能であるが、六子に於ては一般生活費及育児費の支出のみで二二%の収入不足を告げてゐることを知るのである。次に郡部に於ては無子世帯の生活費が収入の五三%に止まるに對して、一子世帯は七〇%、二子世帯は七三%と漸増し、六子の九四%、七子の一〇四%に至つてゐる。即ち郡部は市部程甚しくはないが、それでも六子を擁する家庭は収入の殆ど全部を一般生活費及育児費に注入してゐることが知られ、七子の家庭に至つてはやはり若干の赤字を呈してゐることが判るのである。之を全國平均に就て觀れば、無子世帯は収入の六二%を生活費に充てゝゐるのに對して、一子世帯は八三%、二子世帯八二%、三子世帯八八%、四子世帯八六%、五子世帯八九%、六子世帯一〇二%、七子世帯一〇四%と略々漸増し、六子及七子世帯はやはり一般生活費及育児費だけで赤字を呈してゐるのである。

次に無子世帯の支出額を一〇〇として觀たる子女數別の指數は、市部では一子一二三、二子一三九、三子一五三、四子一六五、五子一七二、六子二一四と漸次増高し、三子で五割以上、六子で倍以上の支出を要することとなるのである。又郡部では一子一三二、二子一四六、三子一七四、四子一八四、五子一九二、六子二四九、七子二五二と漸増し、二子で約五割近く、五子で約倍額、六子で二倍半、七子で二倍半以上の支出を必要として居り、其増高率は市部よりも却て高い。此事は無子家庭の生活費が郡部よりも市部に於て著しく膨脹してゐるためと解される。更に全國平均に就て觀れば、一子一三五、二子一四一、三子一六〇、四子一六七、五子一七二、六子二一六、七子一九一となつて居り、三子で約五割以上、六子で倍以上の支出を必要としてゐることが窺はれる。

第十 子女數と室數並疊數

一般生活費及育児費が子女の有無多寡に大なる関係をもつことは以上によつて詳細を明かにされたが、尙本調査に於ては右の如き貨幣量を以て現はさるゝ項目の外に、子女の有無多寡と關係あるべきものとして、室數及

疊數並に衣料切符消費量を記載せしむることとした。室數及疊數に就て先づ述べることとするが、之は現在住んでゐる家屋（母家のみ）の部屋數並に疊數を書かせたのであつて、間借やアパート住ひの場合は、其の使用室數と疊數に依ることとした。

先づ室數別・子女數別の分布を見よう。

第二十二表 子女數別室數

(一) 全國

子女數	總世帯數															
	一室	二室	三室	四室	五室	六室	七室	八室	九室	十室	十一室	十二室	十三室	十四室	不詳	
總數	四四三六	一〇五	六二二	一三〇八	一一九三	六八八	二七一	一一二	六二	一四	一八	七	四	一	四	二七
〇子	六六八	五七	一三〇	一八六	一四九	八八	二七	一四	四	一	二	一	一	一	一	八
一子	一〇〇六	三一	一七四	三四七	二二二	一四三	三七	二四	九	一	二	二	一	一	一	三
二子	一一六三	九	一六〇	三四一	三三〇	一八〇	八〇	二九	一五	三	五	一	一	一	一	九
三子	九〇四	五	九六	二六〇	二六九	一五五	六〇	二四	二一	四	四	二	一	一	二	二
四子	五〇六	一	四一	一三〇	一五五	九〇	四九	一九	一〇	二	二	一	一	一	二	四
五子	一五六	一	一六	三六	五二	二五	一七	一	三	一	三	一	一	一	一	一
六子	三〇	一	四	六	六	七	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一
七子	三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
(二) 市部																
子女數	總世帯數	一室	二室	三室	四室	五室	六室	七室	八室	九室	十室	十一室	十二室	十三室	十四室	不詳
總數	一六五一	五二	一二三	五八二	四四七	三一〇	七五	二八	一三	二	七	一	一	一	二	九
〇子	二六五	三五	三六	七四	五八	四五	九	四	一	一	一	一	一	一	一	三
一子	四〇九	一四	四五	一六三	八二	七八	一四	八	四	一	一	一	一	一	一	一
二子	四四一	二	三三	一六一	一二四	八一	二四	一一	二	一	一	一	一	一	一	二
三子	三一八	一	七	一一二	一一三	六一	一四	二	三	一	二	一	一	一	一	一
四子	一六四	一	二	五六	五一	三四	七	三	四	一	二	一	一	一	一	二

總數	總世帯數						
	〇子	一子	二子	三子	四子	五子	六子
六一九	二五	三五	三六	四三	五三	六一	—
九一二	三五	三六	四三	五三	六一	—	—
一二一五	七六	一四	二七	三六	四三	五三	—
一五一八	六九	一四	二七	三六	四三	五三	—
一八一二	七三	一四	二七	三六	四三	五三	—
二一一二	四〇	一四	二七	三六	四三	五三	—
二四二七	一〇	一四	二七	三六	四三	五三	—
二七一〇	七	一四	二七	三六	四三	五三	—
三〇一三	三	一四	二七	三六	四三	五三	—
三三三六	五	一四	二七	三六	四三	五三	—
三六三九	九	一四	二七	三六	四三	五三	—

(一) 市 部

(三) 郡 部

總數	總世帯數						
	〇子	一子	二子	三子	四子	五子	六子
三九一	三	二	三	七	九	八	二
不詳	四	五	—	三	二	三	—
六一九	一	一	—	—	—	—	—
九一二	一	一	—	—	—	—	—
一二一五	一	一	—	—	—	—	—
一五一八	一	一	—	—	—	—	—
二一一二	一	一	—	—	—	—	—
二四二七	一	一	—	—	—	—	—
二七一〇	一	一	—	—	—	—	—
三〇一三	一	一	—	—	—	—	—
三三三六	一	一	—	—	—	—	—
三六三九	一	一	—	—	—	—	—
三九一	一	一	—	—	—	—	—
不詳	一	一	—	—	—	—	—

又所得階級別に依る平均室數及疊數を子女數別に表示すれば次の如くであつて、市郡を通じて何れも所得の増加と共に増大してゐる。之は勿論當然のことであるが、兩者共各所得階級を通じて郡部の方が市部よりも大である。即ち郡部に於ては六十圓未満の所得者では三室弱、二〇疊餘であるが、所得の上昇と共に漸次増加して二百圓以上では約六室、三四疊餘となるに對し、市部では之が四・七室、二三疊たらずに止まつてゐるのである。全國を通じてみれば、六〇圓未満の二・九室、二〇・三七疊に始まり、

漸増し二百圓以上の五室、二四・九五疊に至つてゐる。

第二十三表 所得階級別、子女數別平均室數

子女數	(一) 全國	
	總平均	未滿
總平均	六〇・四	六〇・四
〇子	三・八二・九	三・三三・五
一子	三・四二・七	三・三三・三
二子	三・六二・八	三・四二・二
三子	三・九四・〇	三・三三・七
四子	四・一	三・三三・六
五子	四・二二・〇	三・五〇・八
六子	四・六	四・〇
七子	二・七	三・〇

(二) 市 部

子女數	總平均	
	未滿	六〇・四
總平均	六〇・四	六〇・四
〇子	三・八	三・〇
一子	三・四	三・八
二子	三・七	三・五
三子	三・九	三・九
四子	四・二	四・〇
五子	四・二	六・五
六子	四・二	五・五
七子	四・〇	三・〇

(三) 郡 部

子女數	總平均	
	未滿	六〇・四
總平均	六〇・四	六〇・四
〇子	三・八二・九	三・三三・五
一子	三・五二・七	三・三三・三
二子	三・九四・〇	三・三三・七
三子	四・〇	三・三三・六
四子	四・三二・〇	三・三三・八
五子	四・二	五・〇
六子	四・九	四・〇
七子	二・七	三・〇

第二十四表 所得階級別、子女數別平均疊數

(一) 全國

子女數	總平均	
	未滿	六〇・四
總平均	六〇・四	六〇・四
〇子	八・九一・八	八・五二・五
一子	九・七三・〇	八・五二・五
二子	一〇・七三・三	八・五二・五
三子	一〇・七三・三	八・五二・五
四子	一〇・七三・三	八・五二・五
五子	一〇・七三・三	八・五二・五
六子	一〇・七三・三	八・五二・五
七子	一〇・七三・三	八・五二・五

(二) 市 部

育兒費調査結果の概要(二)

子女數	總平均	六〇以上	八〇以上	一〇〇以上	一二〇以上	一四〇以上	一六〇以上	一八〇以上	二〇〇以上
總平均	一七・四	一四・九	一五・五	一六・六	一七・七	一八・八	一九・九	二〇・〇	二〇・〇
〇子	一五・四	一四・〇	一四・〇	一四・九	一六・二	一六・五	一六・五	一七・四	一七・四
一子	一六・六	一四・九	一五・〇	一五・八	一七・四	一七・七	一七・八	一八・〇	一八・〇
二子	一七・八	一七・四	一六・三	一六・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三
三子	一八・七	一五・五	一六・五	一六・四	一八・四	一七・九	一七・九	一七・九	一七・九
四子	一八・五	一三・〇	一五・七	一六・八	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六
五子	一八・九	一三・〇	一六・〇	一六・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七
六子	一九・五	一三・〇	一六・〇	一六・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七
七子	一九・五	一三・〇	一六・〇	一六・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七

(三) 郡部

子女數	總平均	六〇以上	八〇以上	一〇〇以上	一二〇以上	一四〇以上	一六〇以上	一八〇以上	二〇〇以上
總平均	一六・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇
〇子	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八
一子	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八
二子	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七
三子	一六・四	一六・四	一六・四	一六・四	一六・四	一六・四	一六・四	一六・四	一六・四
四子	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇
五子	一七・五	一七・五	一七・五	一七・五	一七・五	一七・五	一七・五	一七・五	一七・五
六子	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇
七子	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五

次に子女數別の平均室數及平均疊數並に無子世帯を基準とせる子女數別指數を掲ぐれば次の如くである。

第二十五表 子女數別平均室數

子女數	全國	市部	郡部	全	國	市	部	郡	部
總平均	三・八								

第二十六表 子女數別平均疊數

子女數	全國	市部	郡部	全	國	市	部	郡	部
總平均	二・二	二・七	二・六	二・三	二・四	二・三	二・四	二・三	二・四
〇子	一・八	一・五	一・四	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
一子	一・九	一・六	一・七	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
二子	二・一	一・七	一・八	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
三子	二・二	一・八	一・七	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四
四子	二・三	一・九	一・八	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
五子	二・四	二・〇	一・九	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
六子	二・五	二・一	二・〇	一・七	一・七	一・七	一・七	一・七	一・七
七子	二・六	二・二	二・一	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八

右兩表に依て觀れば、平均室數は市部・郡部・全國平均共に三・八室であり、平均疊數は市部は一七・六疊、郡部は二三・四疊、全國平均は二一・二疊である。兩者共子女數の増すに従つて略、遞増してゐるが、其の率は市部の方が郡部よりも稍、高い。然し何れも甚だ輕微であつて、全國平均に就てみれば、六子世帯で室取は三五%、疊數は四七%を増嵩してゐるに止まるのである。此事は子女數の増加に伴つて家賃の實額及支出額中に占むる割合が遞減してゐる事實と照合して注目すべきことと考へられる。

第十一 子女數と衣料切符消費量

衣料切符消費量は昭和十七年二月支給以來、十八年一月末日迄滿一箇年間に使用した點數を、普通切符と制限切符とに分けて之を記入せしめた。茲には總點數に就て觀察したい。先づ各世帯平均一人當の使用量を、十點

區劃を以て子女數別に表示すれば左の如くである。表中一〇〇點以上とあるのは、大部分が一〇〇點であること云ふ迄もなく、唯年度中に世帯員數に變動を生じたか、又は特殊の事情で切符を年度中に増給された場合は平均一〇〇點以上となるのであるが、其數は勿論極めて少ないと云はねばならぬ。

第二十七表 子女數別衣料切符一人當消費量

子女數	全國		市		部	
	總數	總世帯數	總數	總世帯數	總數	總世帯數
〇	四、四三六	一一〇	一、一〇〇	一〇	一、〇〇〇	一〇
一	六六八	一一四	一、〇〇六	一七	一、〇〇〇	一七
二	一、〇〇六	一七	一、〇〇六	二六	一、〇〇〇	二六
三	一、一六三	二八	一、一六三	二八	一、一六〇	二八
四	九〇四	二二	九〇四	二二	九〇〇	二二
五	五〇六	一六	五〇六	一六	五〇〇	一六
六	一五六	五	一五六	五	一五〇	五
七	三〇	三	三〇	三	三〇	三

子女數	全國		市		部	
	總數	總世帯數	總數	總世帯數	總數	總世帯數
〇	一、六五一	一〇	一、六五一	一〇	一、六〇〇	一〇
一	二六五	四四	二六五	四四	二六〇	四四
二	四〇九	一五	四〇九	一五	四〇〇	一五
三	四四一	一〇	四四一	一〇	四四〇	一〇
四	三一八	五	三一八	五	三一〇	五
五	一六四	八	一六四	八	一六〇	八
六	四六	三	四六	三	四〇	三
七	八	一	八	一	八	一

(三) 郡 部

七	子	子女數	總世帶數	一〇	一〇	三〇	三〇	四〇	四〇	五〇	五〇	六〇	六〇	七〇	七〇	八〇	八〇	九〇	九〇	一〇〇	一〇〇	不詳
七	子	子女數	總世帶數	二、七八五	六九	七八	一一五	二〇九	二八九	四四〇	四八八	五四〇	二六八	一一七	一四三	二九						
〇	子	子女數	四〇三	一三	一二	一九	二五	四五	四〇	四五	五九	八二	四九	一八	三三	八						
一	子	子女數	五九七	一一	一九	二二	三四	四六	四六	七八	九六	一三六	六七	三一	五二	五						
二	子	子女數	七三三	一八	二三	二九	六六	八四	一〇五	一三七	一二四	一五六	六五	三四	三〇	七						
三	子	子女數	五八六	一七	一八	二六	三六	五四	一〇七	一一二	一一五	一五〇	五〇	二二	一六	三						
四	子	子女數	三四二	八	四	一三	三七	四七	六九	五七	五八	二五	二五	一〇	八	六						
五	子	子女數	一一〇	二	二	六	一一	一一	一一	二四	二一	一九	一〇	一	三	一						
六	子	子女數	二二二	一	一	一	一	七	七	二	五	四	二	一	一	一						
七	子	子女數	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一						

右に依て之を觀れば、全國平均に於ては一人當七〇乃至八〇點使用の世帯が第一位を占め、六〇乃至七〇點、五〇乃至六〇點、八〇乃至九〇點の使用世帯が之に亞ぎ、以上だけで總數の五七・八%を占めてゐる。然るに之を郡部と市部とに分けて觀察すれば、一般に市部では使用點數が著しく多く、八〇乃至九〇點の世帯が第一位を占め、九〇乃至一〇〇點、一〇〇點以上、七〇乃至八〇點の使用世帯が之に亞ぎ、右四者で總數の六八・四%を占めてゐる。之に對して郡部では七〇點臺の使用世帯が第一位であつて、六〇點臺が第二位、五〇點臺が第三位、四〇點臺が第四位となり、以上四者で總數の六三・一%を占めてゐるのである。

又所得階級別に依る衣料切符の平均一人當消費量は左の如くであつて、市郡を通じて所得の増加に伴つて、大體遞増を示してゐる。即ち郡部に於ては六〇圓未満の五三點を最低として、二〇〇圓未満の八〇・一點を最大とし、市部では八〇圓以上一〇〇圓未満の六八・五點を最低として二〇〇

圓以上の七九・九點を最大としてゐるのである。市郡を合せた全國平均に就ても、其増加傾向は之を窺ふことが出来る。

第二十八表 所得階級別衣料切符一人當消費量

(一) 全 國

子女數	總平均	六〇圓以上	八〇圓以上	一〇〇圓以上	一二〇圓以上	一四〇圓以上	一六〇圓以上	一八〇圓以上
總平均	六〇・六	五七・〇	六二・一	六六・〇	六九・三	七二・五	七五・〇	七八・九
〇子	六五・五	五七・七	六三・三	六七・六	七〇・九	七三・五	七五・三	七八・一
一子	六三・〇	五五・〇	六〇・〇	六四・〇	六七・一	七〇・六	七二・〇	七四・三
二子	六〇・九	五三・三	五八・四	六二・三	六五・七	六八・六	七〇・〇	七二・五
三子	五八・四	五一・七	五六・八	六〇・七	六四・一	六七・五	六九・五	七一・五
四子	五五・九	四九・一	五四・二	五八・一	六一・五	六四・九	六六・九	六八・七
五子	五三・四	四六・五	五一・六	五五・五	五八・九	六一・三	六三・三	六五・七
六子	五〇・九	四三・九	四九・〇	五二・九	五六・三	五九・七	六一・七	六三・七

第二十九表 子女數別衣料消費量(一人當)

子女數	(一) 市部		(二) 市部	
	市部	郡部	市部	郡部
七子	七・七	—	七・五〇	七・五〇
總平均	七・八	—	七・五〇	七・五〇
○子	六・三	—	六・三	六・三
一子	七・九	—	七・五	七・五
二子	七・三	—	七・三	七・三
三子	七・九	—	七・五	七・五
四子	七・九	—	七・五	七・五
五子	六・六	—	六・六	六・六
六子	七・八	—	七・五	七・五
總平均	六・八	—	六・六	六・六

子女數	(一) 市部		(二) 市部	
	市部	郡部	市部	郡部
七子	七・七	—	七・五〇	七・五〇
總平均	七・八	—	七・五〇	七・五〇
○子	六・三	—	六・三	六・三
一子	七・九	—	七・五	七・五
二子	七・三	—	七・三	七・三
三子	七・九	—	七・五	七・五
四子	七・九	—	七・五	七・五
五子	六・六	—	六・六	六・六
六子	七・八	—	七・五	七・五
總平均	六・八	—	六・六	六・六

次に一人當消費量を子女數別世帯に分ち、且つ無子世帯を基準として其指數を算出すれば次の如くである。

本表に依て觀れば、市部の一世帯平均一人當消費量は總平均七四・八點、郡部は六一・七點、全國平均六六・六點であり、市部と郡部との表は約三點である。而して子女の有無多寡に依る變動を觀るに、市部では無子世帯の平均使用量が最大であつて、子女數が増すに従つて概ね多少づゝ遞減して居り、郡部では一子世帯が最大であつて、子女數の増すに従つて之亦略々遞減してゐる。然し六子以上になると郡部も市部も亦消費量が一躍増大してゐることは注目すべきである。之は全國平均にも見られる所であつて、茲では無子世帯と一子世帯の消費量は同等であり、以下五子までは遞減し、六子世帯から増當に轉じ、七子世帯では無子世帯の平均消費量を突破してゐるのである。

第十二 要約

以上記述した所に基つき、茲に簡單に其要點を列擧すれば次の如くである。但し以下は概ね全國平均の傾向と諒承されたい。

(一) 有子世帯と無子世帯との比は八五%對一五%であり、平均子女数は二・〇人、無子世帯を除いた平均は二・四人である。大體に於て所得の増加と共に子女數も増してゐる。

(二) 所得額の總平均は一二六圓四錢で、一般生活費は平均八三圓七二錢であり、所得の六六%に當る。所得が大體二〇圓上る毎に一般生活費は平均一〇圓六八錢の増加となり、其所得に對する支出割合は漸次低下する。

(三) 子女の數が増すに従つて一般生活費は勿論増すが、無子世帯の一般生活費は一子及二子世帯のそれよりも寧ろ大である。

(四) 一般生活費の内譯實額を子女數別に觀察すれば次の如くである。住居費中家賃は子女數に反比例して漸落する。

食費就中米麥費は子女數の増す毎に規則的に増大する。

衣料費は子女數の増加に伴ひ増嵩するも、大人用の衣料費は無子世帯が最大であつて、子女の數に伴ひ遞減してゐる。

光熱費は子女數の増すに従つて何れも増大するが、此内電氣代はさ程顯著でない。

(五) 一般生活費の内譯を支出總額に對する割合を以て示し、且つ所得の大小に應じて觀察すれば次の如くである。

住居費は一五%内外で、所得の増大に伴ひ増加して二〇%弱に及ぶ。

食費は各所得階級を通じて殆んど變化なく、何れも五〇%弱を占めてゐる。

衣料費は二三%弱を最高として、所得の増大に伴ひ低下して二〇%内外に至る。

光熱費は一四%を最高として、所得の増加に伴ひ遞減して一〇%餘に至る。

る。

(六) 子供の有無多寡に依つて此割合は次の様に變化する。

住居費は無子世帯を最高として子女數を増すに従ひ遞減す。

食費は子女數の増加に従ひ遞増する。

衣料費は子女數の増加に伴ひ多少増嵩するも、下級所得者では略々固定的である。

光熱費は概ね固定的であつて、子女の有無多寡に影響されることが少ない。

(七) 育児費總額は平均二二圓二四錢であつて、所得が平均約二〇圓上るに従つて三圓八〇錢の増加を示す。其支出額は所得の一七%内外に略々固定してゐる。

(八) 育児費總額は子女數の増加に伴ひ遞増するが、其内譯に就て個々に觀れば次の如くであつて、必ずしも總てが同一歩調ではない。

教育費・間食費・「其の他」の費用及保健費は大體此順序を以て増大してゐる。

身の廻品・醫療費及牛乳代は増嵩率比較的微小であり、玩具代は明かに遞減してゐる。

(九) 育児費の内譯を總額に對する割合を以て示し、且つ所得の大小に依つて觀れば大體次の如くである。

牛乳代・間食代・身の廻品代は各所得階級を通じて略々固定的である。

玩具代及醫療費は所得の増大に伴ふて其割合は低下する。

教育費・保健費及「其の他」の費用は所得の増大に伴ひ其割合を高める。

(十) 子女の多寡に依つて此割合は次の様に變化する。

牛乳代 子女数の増加に伴ふて遞減する。

間食費 子女数と共に増加する。

身の廻品代 子女数に關係なく固定的である。

玩具代 子女数に反比例して遞減する。

教育費 子女数に應じて激増する。

保健費 子女数に拘はらず概ね固定的である。

醫療費 子女数に反比例して遞減する。

「其の他」の費用 子女数と共に概して増大する。

(十一) 育児費八種目と一般生活費中の子供用衣料費とを加算した總育児費額は全國平均二九圓六七錢であつて總平均所得の二三%に當る。之が子女数の増加に伴つて増嵩するのは當然であつて、一子世帯を一〇〇とすれば、二子は三〇%、三子は五四%、四子は七三%、五子は八八%、六子は一一九%、七子は一五二%を増すこととなる。

(十二) 一般生活費と育児費總額との合計額は平均一〇五圓九五錢であつて、平均所得額の八四%に當る。此合計支出額が子女数に應じて増大するのは云ふ迄もなく、其所得に對する割合も無子世帯の六二%を最低として漸増し、六子の一〇二%、七子の一〇四%に至り、六子及七子世帯は之だけで赤字を呈することとなる。又無子世帯の支出額を一〇〇とす

れば、一子一三五、二子一四一、三子一六〇、四子一六七、五子一七二、六子二一六、七子一九一となり、三子で五割以上、六子で倍以上の支出を必要とすることが窺はれる。

(十三) 家の室數は三室のものが最も多く、四室・五室及二室が之に順次し、疊數は一・二疊乃至一・五疊のものが最も多く、一・八疊乃至二・一疊、一・五疊乃至一・八疊、二・一疊乃至二・四疊のものが之に次いでゐる。而して一世帯當平均室數は三・八室、平均疊數は二・二疊である。所得の増大に伴つて室數及疊數が多くなるのは云ふ迄もないが、子女数の多寡に依る變動は極めて輕微で、六子世帯で室數は三五%、疊數は四七%を増嵩してゐるに止まる。

(十四) 衣料切符消費量は一人當七〇乃至八〇點使用世帯が第一位を占め、六〇乃至七〇點、五〇乃至六〇點、八〇乃至九〇點の使用世帯が之に順次してゐる。一人當平均使用量は六六・四點であつて、所得の増加に伴つて使用點數は増加する。又子女の有無多寡によつて之が變動を見れば、無子世帯と一子世帯とは共に平均六九・五點であり、以下五子まで遞減し、六子世帯から増嵩に轉じ、七子世帯では無子世帯の平均量を突破してゐる。(完)

資料

モンベルト「戦後の人口政策」に就て

P. Mombert. Bevölkerungspolitik nach dem Krieg.

(1916)

三 國 一 義

は し が き

戦後に於ては一般に戦後問題の一として戦後の人口問題が生ずる譯であるが、ポツダム宣言の受諾に伴ふ植民地の喪失は日本の人口密度を大凡一九一から二一〇に高めることとなり、加之、その産業經濟の著しい弱体化は人口問題を深刻ならしめてゐる。従つて、人口政策の基本的動向の決定及對策は緊急の問題となつてゐる。

いま、モンベルトの「戦後の人口政策」を紹介するが、周知の如く前大戦の終末期に獨逸經濟は破綻し、所謂患性インフレーションの中に國民の經濟生活は根本から破壊せられ、國民の生活水準は極度に低下してゐた。斯かる客觀的情勢の下に彼の「戦後の人口政策」は執筆せられたものである。

一、民族増加の一般的意義

既に獨逸に於ては大戦前から出生減退が在り、この民族増加率の減少は

獨逸の國民的、經濟的將來に對する危機を豫想せしめてゐた。今や、大戦の經驗とそれに依る著しい人命の喪失の結果、民族増加の問題は再び國家の中心問題となり、各方面よりその對策が講ぜられてゐる。この對策には賛意を表するが、民族増加は一定の經濟的條件をさへ満足せしめられたならば、その結果として民族の増強をもたらす事は明白である。

斯る民族の増加は純「國民的」觀點から見れば、最も望ましいものである事は疑ひない。獨逸民族の政治的、國民的將來は民族の數に依存してゐるからである。

又之を、純「經濟的」に見れば、人口はその大いさ、増加の種類、構成、その他の性質に依つて經濟に影響を及ぼすものである。ある民族の經濟が如何に形成、發展せしめられるか、又如何なる範圍、種類の貨物が供給せられるかに關し、人口は經濟に對し、深く原因となる要素として或ひは條件となる要素として考へられる。蓋し、民族の勞働及行爲能力は人口の量とその質に依存し、又この能力は民族が自由になしうる最も生産的な力の源泉であり、自然の所與、土地の生産力を、どの程度まで人間の目的に役立たしむることが可能であるかは、實にこの能力に依存してゐるからである。

次に、民族増加の「社會政策的」面、即ち、本質的には人口の生活程度に及ぼす影響の面に關しては、周知の如く、餘り強大な民族増加は危險であることが警告されてゐた。而して最近の出生減退をこの社會政策的面から、喜ぶべき現象となした。尙、マルサスに依る人口問題の完結的把握は全く、分配問題の上に建設されて居り、従つて、社會政策的理想の上に建設されてゐる。この説に依れば、社會問題の原因は強大な民族増加の中に在ると云はれる。

この點に疑ひもなく問題が伏在してゐる。一般に、純粹に、個人的（個

個の家族の)立場から見れば、子女数の制限は家族の社會的地位及生活程度へ影響を及ぼすことは確かである。最近の出生減退の主たる動機の一は事實この影響に依るものである。

然し、斯かる個人的觀察で満足せず、この問題を國民經濟全體の關係に於て把握せねばならぬ。即ち、國民經濟全體の生産分野の中に増加人口を收容することが出来、しかも財貨生産が收穫遞増の法則に従つて行はれる場合には、勞働效率を有效ならしむるならば、國民所得は民族増加より一層強く高まり、従つて、各個人に歸屬する平均的純財貨生産額は上昇し、その上昇程度に應じて生活程度は高まり、社會的に好き影響を生ずる。

ある國で、人口一人當りの國內生産物が増加すれば「生活資料餘裕」或は「人口收容力」が上昇したと云ふ。これから、ある國の財貨生産高の大きさに對する國內の民族數の關係(結局、間接又は直接、全人口の生活程度の高さを條件とするか)が理解される。

要するに、社會政策的觀點から見れば、生活資料餘裕が少くとも同時に比例して上昇するならば、民族増加は懸念すべきものではないと云ひ得る。

民族増加に於ける經濟的と社會政策的意義は互に結び付いて居り、經濟的に好都合で、社會政策的に悪い結果をもつことは原則としてはあり得ない。

最後に、民族増加の、民族の自然的性質に及ぼす影響が問題になる。所謂「質的」人口問題である。生活資料の大きさを測つた人口過剰は民族の質に有害な影響を及ぼす可能性がある。此處に於ては先づ、人口の生活程度が問題となるから、上述の社會政策的要素についての立言が妥當する。

一般的に云へば、人口増加は人口内部の全淘汰過程 *Ausleseprozess* に

モンベルト「戦後の人口政策」に就て

有利に作用すると考へられる。

要之、人口増加を出來る限り促進せんとする努力に對しては、如何なる方面から見てもこれを躊躇しなければならぬ様な根本的な理由は無い。之に對する唯一の限界は、生活資料餘裕の大きさにあり、その擴大は少くとも人口の増加と同一程度になされねばならぬ。然らざればマルサスの所謂人口問題が生ずる。故に、民族増加の限界が示されねばならぬ。民族の將來にとつて、經濟的發展の危機に眼を閉じ、單に人口増加に對する多少の有効な方策を提示するのみでは無意味である。又重要な事は民族増加の經濟的條件即ち、生活資料餘裕の擴大を組織的且意識的に實施することである。

斯くて、人口政策は經濟問題となり、それは今日在るより、より深い基本的な取扱が要請される。よき意思と祖國愛のみでは人口政策は遂行され得ない。それには經濟と人口の間の困難な關係の洞察を必要とする。

上述から二つの問題が出て來る。即ち、民族増加の經濟的條件即ち生活資料餘裕と民族増加の要素とその影響の問題である。

斯くて、彼は先づ生活資料餘裕の問題から出發してゐる。

二、民族増加の經濟的諸條件(生活資料餘裕)の問題

生活資料餘裕の概念ある國の生活資料餘裕或ひは人口收容力とは廣義の國民的財貨生産額に對する國內人口數の關係である。ある國の人口數なる語は明確な意義をもつ、國民的財貨生産額なる語は生活資料餘裕との關係に於て各様の意義があり、その果す役割に従つて各種の生活資料餘裕を區別しうる。

先づ、ある國民に、一定の生活程度に於て、凡ての生活資料を保證する

ため外國と交易せず、國內財貨生産が充分であるか否か、から出發しうる。この際、凡ての生活資料を直接自國內で得られる状態にある場合之を狭義の生活資料餘裕と云ふ。これは戰爭中獨逸國民經濟に課せられたもので、その經濟問題は本質的には、この狭義の生活資料餘裕が獨逸人口の維持に十分であるか否か、又、そは其の他の戰爭の課した任務の遂行に充分であるか否かといふことにある。

廣義の生活資料餘裕はこの反對で、凡て外國から供給される可能性があり、この意味である國の生活資料餘裕は十分で、即ち、當該國の人口を扶養するために國內で生産されないものを外國から輸入しても國民の財を失ふことなくして生活資料が得られる時、之を廣義の生活資料餘裕と云ふ。大戦前の獨逸經濟はこの立場にあつた。獨逸では狭義の生活資料餘裕を超えて人口は増加したが廣義の生活資料餘裕は十分であつた。反つて、廣義の生活資料餘裕が人口増加よりも遙かに急速に擴大し、生活程度は上昇する可能性があつた。

狭義生活資料餘裕の區別は生活資料の獲得から出發した。即ち、人口扶養のために凡ての財を國內で生産しうるか外國から輸入せねばならぬか、から出發した。更に、生活資料餘裕をその永續性の觀點から、擴大、縮少の可能性を見得る。又、これを變更する可能性から觀察し得る。狭義生活資料餘裕がその擴大の限界が絶體的に達してゐることがある。即ち擴大の可能性がない場合がある。この場合絶體的生活資料餘裕と云ふ。又、ある國の人口が狭義生活資料餘裕を超えて増加するも、その際その絶體的限界が問題にならず、該國の自然の補助源 (Naturliche Hilfsquellen) と該國の能力をよりよく利用して、該國の生活資料餘裕を擴大し得る場合がある。この場合を相體的生活資料餘裕と云ふ。人口増加にとつて、絶體的で

あるか、相對的であるかは切實な意義をもつてゐる。絶體の場合、生活程度が悪化しないとすれば、生活資料餘裕の確保は抑制される。相對的である場合は、技術的、經濟的進歩に依り、生活資料餘裕の擴大に對する障害が除去せられるならば、生活資料餘裕は抑制されず繼續しうる。

今迄述べた生活資料餘裕は人口に對し必要な生計を維持することであり、これには一定の生活程度が前提されてゐる。

生活程度について先づ、純粹に生理的必要、つまり、純生存最低限が考へられる。然し、凡ての文化民族に於ける生活程度にはこの個人的生存最低限が有る。個人的生存最低限は原始民族にのみ妥當するもの故、ある民族數に對する生活資料餘裕が小さ過ぎるか、否かを決定する契機は個人的な生存最低限に求められる。

與へられた生活程度と一定の生活資料餘裕を以て一定の人口を扶養し得る。生活程度が下降すれば——その際尙生活程度は個人的生存最低限以上のこともあるが——生活資料餘裕は上昇し、人口は増加し得る。この事實から、生活程度の上下への變動は生活資料餘裕の大いさに對し深い意義をもつ、と云ふことが出てくる。このことは殊に文化民族について云ひ得る。この結論は人口政策の具體的問題に應用されるものである。

これから、人口の生活程度が個人的生存最低限を超えてゐる處では、その下降に依り、生活資料餘裕は増大され得る。又個人的生存最低限で測られた生活程度が高ければ高い程生活資料餘裕の増大度は高くなる。大戦中の獨逸に於てその例を見うる。

生活程度の下降は生活資料餘裕を増大する。又その逆も考へうる。獨逸に於てはこれは重要な意味をもつ。ある民族の生活程度と生活要求が上昇すれば、主觀的には生活資料餘裕の下降として作用し、特に、下降として

感ぜられる。狹廣生活資料餘裕の増大は、生活程度が同一の場合は、それに相應する人口増加を可能ならしむる。

生活資料の量が變化せざる事に依り、狹廣義の生活資料餘裕が同一に止るならば、生活程度を一層上昇せしむることに依り、生活資料餘裕は下降し得る。與へられた生活資料餘裕と與へられた人口の下で、人間のよりよい生活程度への熱望が、満足せしめられない時、生活資料餘裕は「主觀的」に人間の感情及意思を變化させる。生活資料餘裕は客觀的には同一でも、主觀的に、つまり、人間の意思と欲望で測られたものは變化し得る。この考へ方に依り生活資料餘裕を主觀的と客觀的に區別し得る。客觀的意義の生活資料餘裕は人間の生理的需要に對する現存生活資料の關係であり、主觀的意義の生活資料餘裕は、一定であるが而も變化しうる生活程度に基く人間の欲望に對する現存資料の關係である。

生活資料餘裕の擴大可能性の問題狹義の生活資料餘裕の擴大可能性では獨逸の國土が直接に支へ養ふべき人口數が問題になる。獨逸の現在及將來の政治的立場に於ては、生活資料餘裕の量的充實が問題になるのみならず、その確實性の程度即ちその制限せられざる永續性も問題になる。大戦の經驗はこの事實を裏書してゐる。従つて、先づ、次の三點が注意されねばならぬ。

(1) 獨逸に於ける大戦前の生活程度に於ては獨逸の國土が直接供給する(狹義の)生活資料餘裕は約七千萬の人口を養ふに全く不十分であつた。

同一の生活程度がなされるならば將來も同様不十分であらう。國內の生産では不十分であり、一部は氣候其他の理由から生産されないから外國からの輸入に俟たねばならぬ。

(2) ある國が國內で最廣義の生活資料の國內生産部分が大きい程、需要

モンベルト「戦後の人口政策」に就て

充足のために外國に負ふ程度はそれだけ小さくなる。又その國民が現在及將來負ふ完全性の程度はそれだけ大きくなる。狹義の生活資料餘裕は大きい程、その國民には好都合である。これから、生活資料餘裕が量的に大きくともその存続が絶えず脅かされてゐるより、量的には小さくも、存続の確實なものの方がよいことになる。

(3) 獨逸國民が増加すればする程、廣義の生活資料餘裕は全體の生活資料餘裕の羸弱性部分を増大せしむる傾向が強くなる。

斯くして、人口政策の最も重要な任務は狹義の生活資料餘裕が全體の生活資料餘裕の出來る限り大きな部分を占むる様に達成することである。又廣義の生活資料餘裕に依存する限り、これが安定と永續を維持することも人口政策の重要な任務である。

狹義の生活資料餘裕の建設、擴大の方法此處で問題になるのは技術的なものとの經濟的な點である。技術的には今迄輸入に仰いだものを如何にして國內で獲得し得られるかの問題であり、經濟的には生産費の問題である。

第一に、技術的な問題である。農業即ち、食料の配慮に關し、形式的可能性として、第一に大戦に依る人口稀薄な植民地領有の可能性を計算に入ねばならぬ(之は事實は正に逆であつた)。又戦時中既に着手せられたが、沼地、荒地の意識的な開拓に依り外部的に農産額増加の可能性を作る。又實質的可能性としては、耕作技術の進歩改善、之は資本投下の如何、程度に依存してゐる。又、國家又は自治體に依る國內移民或ひは小作制度の創設が必要である。之等の方法は狹義の生活資料餘裕擴大の關係に於て必要な變更を、最もよく且合理的に遂行されねばならぬ。

次に、獨逸農業は何を作るかの重要な問題が生ずる。之に關する凡ての

活動は外國依存を最小にする方向である。獨逸は今日迄、家畜、棉花、脂肪等多くのものゝ輸入した。然し今迄の耕作方法を本質的に制限せずとも、之等の中のあるものを國內で作ることは可能である。之は凡ての土地を高度に利用し盡くすことに依り可能であるのみならず、一般に、土地所有者に企業土地の凡てに「國の命令に依り」一定の作物を作る義務を課する方法に依つて可能である。この根本思想はある限界内で、街地、庭園等にも適用しうる。又この行爲義務は所有者の利益の觀點からでなく、公負擔として祖國の利益の觀點から出發するものである。一例を羊毛に採れば、獨逸は從來羊毛を多量に輸入してゐた。之は羊飼が個人企業として利潤が薄いからである。國の命令に依り各農業者が羊を損失のない程度に飼へば、各人は損失なくして、羊毛の輸入は減少し、獨逸國民經濟はそれだけ外國依存から獨立する。獨逸農業に於て之の種ものは羊のみでない事を考へると、之が狹義の生活資料餘裕の擴大に對する役割は大きい。

第二に、經濟的問題——收穫遞減の法則——がある。農企業が收穫遞減の法則に支配されると、生産物價格が同一であれば、農業の正當な私經濟利益はなくなり従つて中止される。獨逸全體の穀物需要量を國內で生産することは技術的には可能であるが、價格が一定では農業は經濟的に不可能であり、只之に相應する程度迄價格が上昇して始めて可能である。根本的には、狹義の生活資料餘裕はこの相應價格の上昇の關係に於て擴大されうると云へる。

更に、工業原料の問題がある。此處で技術の進歩は大きな功績のある事を戦争で經驗した。又獨逸國民經濟の安全性に大なる貢獻があつた。又同時に、經濟的な面、費用の問題がある。上述の方法で外國からの獨立を擴大し國內生活資料餘裕の意識的増大は多方面に可能である。一九一三年八

十億マークに上る輸入の大部分を代置しうる。然し、一部のものは土地、氣候等の理由から需要量だけ生産され得ない。

而も尙國內生活資料餘裕を擴大せねばならぬ。この時は上述とは別な方法を取らねばならぬ。貯藏經濟の問題が生ずる。之は不可缺の原料、食料を、量、質に於て國內で生産されざるものを補充することである。種々な方法があり得るが、最も簡單且合目的な方法は、如何なる原料を如何なる量貯藏せば經濟生活の完全性が增加するや専門家の確定を期することである。斯くして、靴屋は皮革を貯藏する等、各企業は最低限を永續的に保有する。

ある意味でこの方法は狹義の生活資料餘裕を國內生産量を超えて上昇せしむる。この貯藏は資本に依る。斯くて資本創造は生活資料餘裕の問題に大きな役割を演ずる。この意味で強力な資本形成は狹義の生活資料餘裕を増強せしむ。

要之、狹義の生活資料餘裕を各方面で増大しうる、即ち外國からの經濟的獨立を高むる事は正に可能である。この點で、人口政策的努力が強調されねばならぬ。

斯くて狹義の生活資料餘裕は擴大せねばならぬが、同時に廣義の生活資料餘裕の擴大安定から眼を離してはならぬ、蓋し、廣義のその大きいと安定性は獨逸にとつて常に生活問題であり、國民の發展可能性がそれに依存してゐるからである。

廣義の生活資料餘裕の擴大可能性は主として、世界市場に於ける結合状態と對外的貿易政策を人口政策の觀點から見た問題である。先づ敘述の出發點を次の表に求めよう。

獨逸貿易額

(單位百萬マーク)

年 平 均	輸 入				輸 出					
	實 數	%	實 數	%	實 數	%	實 數	%		
一八八一—	一四七、三	四、一	三〇、八	三、四	七六、八	三、九	一七〇、三	四、七	六四、五	一、九七
一八八六—	一五〇、七	四、八	九六、〇	三、六	六〇、六	一、九四	三〇三、五	六、五	四八、八	一、四四
一八九一—	一七二、五	四、八	八四、四	三、六	六七、三	三、〇九	三〇三、三	六、〇	四三、五	一、三七
一八九六—	一九〇、〇	四、七	一〇五、五	三、七	一六八、四	三、〇	三五九、三	六、三	四三、四	一、三〇
一九〇一—	〇、五	三、九	二八四、〇	一、八五	三〇三、九	三、九	三〇五、七	六、五	四八、〇	一、五
一九〇六—	一〇年	四、四	一三五、一	一、五七	三三四、四	四、八	四四五、一	五、八	六四、〇	一、九
一九一一—	一三年	五、八	一五七、九	一、四	三〇〇、九	元、七	三五九、〇	五、四	六八、八	二、二

一八八一年—一八五年と一九一一年—一三年の間に全輸出入額は六二億マークから百九十三億九千百萬マークに、輸入超過は、一八八六年—一九〇年から一九一一年—一三年迄に三億一千三百萬マークから十四億五百萬マークに上つた。この數字を生活資料餘裕の點から見ると、主として、原料と食料品を輸入しその代價に製品を交付してゐる事が判る。

之に依り一般的に論ずれば、狹義の生活資料餘裕が上昇するも尙、廣義の生活資料餘裕の部分は大きく従つて外國依存は大きい。獨逸では將來とも輸入の大きな部分を消滅せしむることは不可能で、貯藏經濟も一時的なものに過ぎない。この外國依存は人口が増加すればする程深くなる傾向がある。

然し、國民的政治的觀點から可能な限り人口増加に努力せねばならぬ。この人口が増加すればする程、原料と食料の外國依存の程度を高め、經濟的對外依存性を強める。この外國依存性を縮小するため狹義の生活資料餘裕を擴大するに至る。然しこの外國依存性を無くする事は不可能である。

モンペル上「戰後の人口政策」に就て

狹義の生活資料餘裕が擴大すれば又人口は増加するから、此の點に獨逸の危機があり、人口政策の任務がある。即ち、狹義の生活資料餘裕を可能な限り擴大し、同時に、廣義のそれを十分に、恆常的に維持することである。

上述の事柄は、獨逸と政治的に獨立してゐる外國との貿易關係に就てであるが、又、この間に「中間段階」のものが在る。即ち、必要な原料、食料を政治的經濟的に從屬してゐる地域例へば、植民地から得ることが出来る。又、政治的に獨立せるも經濟的に開拓された地域例へば、小アジア等へ勞力と資本を輸出し、廣義の生活資料餘裕の恆常性、安全性を高むることも可能であらう。然し此處での安全性に關しては、人口政策の見地から、平時と戰時では截然と區別せねばならぬ。

戰争時に於てはこの屬領の恆常性を維持するためには武力政策的に可能であることが必要である。(大戰の事實は然らず)。このために、陸續き、例へば小アジアの如きは、交通が遮斷され難いから人口政策上の意義が大で

あり、生活資料餘裕(廣義)の確實性がある。

平時に於ては斯る交通遮断はなく、事情は戦時と異なる。此處では問題は經濟的即ち、經濟的優秀性にある。

先づ、人口と全體の生活資料餘裕及世界市場に於ける競争との關係を見るに、人口増加は勞働力の増加をもたらし、之は生活資料餘裕の擴大に利用されねばならぬ。即ち、勞働力で輸入原料に加工し新價値を附加し、斯くて企業利潤と勞賃が得られる。これ、原料、食料と製品との交換の人口政策的意味である。平時には需要するだけの食料を外國から輸入出来るので、人口過剩(増加の結果)が起る。而して、昔時の如く食料の缺乏でなく賃銀を受取る勞働機會の缺乏が生ずる。この勞働機會を與へるには、原料、製品の販路、國民經濟的資本が必要である。

人口増加は又世界市場からの原料需要を増大する。又原料輸入の増加は人口増加、生活程度の上昇より一層増加する傾向がある。即ち、廣義の生活資料餘裕は人口増加より急速に高まる。斯くして、勞働機會と輸出品の販路及新資本形成の必要が生ずる。

年次	人口増加	原料輸入増加
一八八一—一九〇	八、九%	三、五%
一八九一—一九〇〇	一三、一%	二九、四%
一九〇一—一九〇	一四、一%	六〇、二%

製品と勞働機會及生活資料餘裕の關係は次の如く考へられる。

原料の輸入額が同一にても、輸出品に製品が多ければ多い程、又その輸出品の價値を構成する要素が原料の價値よりも勞賃によつて占められてゐる部分が多ければ多い程、より多くの勞働機會が提供せられてゐることになり、従つて一層多く生活資料餘裕の擴大に貢獻する譯である。

又輸出額が同一でも、製品の輸出が少なく、その價値を構成する要素が勞賃より原料に依つて多く占められてゐる時は勞働機會は減少する。従つて生活資料餘裕も縮小される。此處に人口政策上の問題があり、この點から見て、從來の獨逸の輸出發展はよくなかつた。即ち、年平均の製品對、全輸出の%を見れば、次の通りで、下降の状態を示してゐる。

年次	全輸出對製品%
一九〇六—〇七	六七、六%
一九〇八—〇九	六四、七%
一九一〇—一一	六四、二%
一九二二—二三	六四、〇%

次に、勞働機會及狹廣生活資料餘裕の大小に對しては輸出品の上述の構成に依るのみならず、資本形成が本質的な作用をもつ。勞働機會を作るためには原料の輸入、貯藏が必要であり、之が爲には資本を必要とする。又人口増加と共に之に應ずる工場、機械、住宅等を必要とし、之が爲には資本形成を必要とする。これから新資本形成が人口政策上の重要問題となる。

この新資本形成のためには、財産の純生産額の増加及節約強化即ち、相對的消費の減少の方法が採られねばならぬ。

要之、狹義の生活資料餘裕は擴大に限界があるので、貯藏政策が採られる。然し尙、廣義の生活資料餘裕は缺くことが出来ない。之は全體の生活資料餘裕の中で小なればなる程危険は小さく、確實で永久的である。このために貿易政策と費用の問題が生ずる、即ち、費用が低廉なればなる程世界市場での競争に有利であり、原料、食料の騰貴に脅かされない。斯くして又新資本形成の必要が生ずる。そは生産増加の不可缺の條件であるのみならず、本質的に技術的經濟進歩がそれに依存してゐる。

斯くて、生活資料餘裕の問題は一民族にとつて、その現在及將來を維持することを意味する。民族の生活に於て生活資料餘裕と生存は正に同一義である。

次に彼は絶對的及相對的意義の生活資料餘裕の問題を取扱つてゐる。

前に、一國の生活資料餘裕がその擴大の可能性がありや否やに依り、相對的と絶對的を區別した。一般的に云へば、獨逸の如き、技術的基礎、勤勉、組織的能力を具有する民族にとつては、絶對的意味の——擴大可能性が絶對にない——生活資料餘裕は只理論的な意味より持ち得ない。此處では將來に對する生活資料餘裕の限界は相對的であるのみである。而して將來問題となるものは絶對、相對の對立ではなく、相對性の程度、速度及び以前の限界を突破する均合である。時には、十九世紀に現れた如く絶對的限界に近づくこともある。この現象は永續的ではないにしても、この際少くも増加人口を扶養せねばならぬが之は經濟的に見て困難である。

更に問題を困難ならしむるものは、民族増加と生活資料餘裕の關係が、増加率の高さになく絶對的增加數に在る、ことである。即ち、増加率は停止しても民族の絶對的增加は毎年生じ、これは生活資料餘裕の擴大を要求する。かくて、民族増加を前提して、生活資料餘裕を擴大せねばならぬ。然し經濟的に收穫遞減の法則が働く危険性があるので、その擴大は困難である、而も擴大に努力せねばならぬ。此處で人口政策は困難な問題の前に立つ。この危機を克服するには最大の努力と國家經濟的觀點よりなすことが必要である。

第三に彼は人口政策の觀點から生活資料餘裕と生活程度の間の關係を見、客觀的及主觀的意味に於ける生活資料餘裕の問題を取扱つてゐる。

先づ、生活程度の上昇は、所得からより大きい需要支出をなさしむるの

で、生活資料餘裕の縮少を意味する。

客觀的生活資料餘裕はその大いさが個人的生存最低限で測られるものであり、主觀的生活資料餘裕は歴史的に與へられた需要範圍が尺度になるものである。生活程度の上昇は一定人口扶養の可能性から見て、生活資料餘裕に縮少作用をなす事は明らかである。

主觀的意義の生活資料餘裕が人口政策上最も重要性があり、以下之について略説する。

主觀的生活資料餘裕の大いさは、一定の高さの生活程度をもつ人間の意思と努力が問題であるのみならず、人間の將來の希望目標が問題となる。以前の生活程度の高さは單に、人口と生活資料餘裕の純粹に量的關係であつたが、今日の生活程度の高さは人口とその欲望に依存してゐる。

今日の人間は以前よりも強い社會的野心と發展力をもち、今日の生活程度の高さはこれに關係をもつてゐる。之を個人から見れば、一定の収入で生活すべき家族が小數なる程よいことになる。即ち、今日の小數家族は社會的野心達成の手段として役立つてゐる。これが人口の各層に種々なる形をとつて現はれてゐる。例へば、よりよき榮養、住居、贅澤品等、この傾向が進むと、生活資料餘裕の上昇は需要の上昇により割引され、人口増加は減退し、以前の如く客觀的でなく主觀的生活資料餘裕が、人口増加の可能に對する、標準となる。

この故に、將來人口増加をなすためには、この主觀的生活資料餘裕の發展が人口の發展可能性より先に進まない様に配慮することが必要である。

この際注意すべきは人口の質である。社會的野心、人間の上昇する生活要求はそれ自身棄つ可きものでなく、個人がこの努力の中に、凡ての經濟的進歩の動機があり、従つて、生活資料餘裕の擴大に大きな作用をなしてゐる。

個人的慾望の中には全體の利益にならぬものがある。所謂整澤は之に屬し、民族増加の可能性を減少する。之に對する觀點は消費と資本形成の關係から出發せねばならぬ。この觀點から、人口政策上、個人の虚榮や享樂に干渉せねばならぬ。之に對する手段は多様であるが、課税に依る制限は戦後の經濟回復に重要なものである。次に、人口の各層に於ける考へ方の變化が必要である。之には社會的上層階級が先づ實踐し、音頭をとつて漸次に普及滲透せしむる。要するに、國民としての義務觀念に訴へる。

人間の主觀的慾望は生活資料餘裕を超えて進み、之と對立するに至る。人間の生活要求が限界に達すると獨身、小家族の手段に出る。この主觀的要素が民族増加に影響する。

斯くして次に、民族増加を直接引起す可能性に關する人口政策が問題となる。

三 民族増加の要素とその影響

一般的に人口増加は主に出生超過に依り、尙移住、移民の影響に依るも、更にこの際人口交替の經濟 *die Ökonomie des Bevölkerungswechsels* の問題がある。之は節約型即ち、民族に最少の犠牲で済む民族増加が最もよいと。つまり、同じ自然増加を前提とすれば、出生死亡の最少數から生ずる出生超過は國民にとつて最も好都合である。又最少出生超過と最少移出で國土から得られる民族増加が最も利益である。民族増加の不可缺の條件は生活資料餘裕の上昇であるから、資本、勞力、人間生活の不要支出なくして民族増加を遂げることは人口政策の目的である。

斯くて、遠大な人口政策はこの條件の上になされねばならぬ。蓋し、一定の條件の下に出生増加は死亡率を高め、又出生超過の増加は移出を高め

る作用をなす。經濟的には出生と出生超過の増加は限界があり、それは死亡と移出の比例的な増加に依り出生が清算されることであると。

之が彼の人口増加の仕方の理想であるが、更に彼は民族増加の要素とその影響の人口政策を次の如く説いてゐる。

婚姻 婚姻率と婚姻年齢は出生數に本質的な作用をもつ。獨逸最近の婚姻率は停止状態にあつた。婚姻率は人口の經濟的社會的狀態と最も密接な關係がある。従つて、生活資料餘裕の擴大改善は婚姻率に對しよき作用を及ぼす。要之、婚姻率及婚姻年齢は高度に經濟政策の如何に依存してゐる。又婚姻年齢は獨逸に於ては最近は總體的には上つてゐる。

この事情から、人口政策として、婚姻率の増加及婚姻年齢の引下げが重要な問題となる。之に對する人口政策上の方策は唯條件附の作用をもつのみであり、又之に人間の思慮や意思が作用してゐる。之を一定の方向に向けることが必要である。

この思慮及意思は第一に男子に在り、それは經濟的面に於て生ずるものである。即ち、結婚適齡男子の収入で、家を維持するに足るや否や等の考慮が生ずる。此處で主觀的意義の生活資料餘裕が個人の決意に當り本質的な役割を果してゐる。

又これは、農村と都會、各種の階級に依り妥當の仕方を異にしてゐる。調査の結果に依れば、婚姻年齢は官吏の階級が特に高い。

男子の収入増加に關しては直接の統制は官吏及國家地方團體の使用者のみで私企業には及ばない。私企業等の使用者には社會保險、獨身税の方法がある。

元來、家族の多い者、子供の多い者は子供の無い者、獨身者に比較して、消費物資は多い故、流通税を支拂ふことは多くなる。故に多子家族と

小數家族或いは獨身者との間の經濟的負擔を均等にするため、後者により多く課税すべきであり、特に獨身には獨身税を課すべきである。これは強力且永續的に實行されねばならぬ。

又その他の方法として、既婚者及一家の家父に優先權を與へることも必要である。

要之、戦後は、結婚希望の男子には結婚出来る經濟的狀態に置くことが一層必要である。

次に、女子に關しては既に大戰前よりの未婚者のパーセンテージは大であつた。戦後は當然より一層これが増加することは明瞭である。

之に對する一般的對策は、結婚後副業をもたせる様になすことであらう。例へば、女教師の未婚者は著しく多數であるが、結婚後は授業時間を減少して勤めうる様な措置を講ずることである。この結果女子はより早く結婚出来る可能性が生ずるからである。

女子の職業は一面經濟的に結婚を可能にするが、他面、男子の職業領域を侵害する。特に商業的職業に於ては然りである。此處で、女子については、その固有の最高の任務は結婚であることを忘れてはならぬ。この事から、男子と女子が就職で競争する場合には男子に優先權を認む可である。

出生率 彼は先づ、當時の獨逸の出生率の狀態を左の様に述べてゐる。獨逸に於ては既に大戰前より出生減退の永續性があつたが、今や戰爭に依り結婚能力及繁殖能力をもつ男子が著しく喪失され、出生減退は更に永く且深く續く狀態にある。即ち、婚姻數は減少し、出生率に影響し、ひいては人口増加に影響する。

人口政策はこの出生減退の傾向に反對作用即ち出生増加を與へる方を樹つる必要がある。而して、出生減退の原因は(1)子供を得る能力の減少

Die Verminderung der Fähigkeit, Kinder zu bekommen と(2)子供を得る意思の減少 Die Verminderung des Willens, Kinder zu bekommen の兩者にあるとしてゐる。

繁殖能力の減少に付て見るに、その重要原因は花柳病にあり、從つて先づ、之が豫防策が講ぜられねばならぬ。又繁殖能力の増加の方策としては、婚姻率の増加、婚姻年齢の引下げが必要である。

次に、この繁殖能力減退の他の原因は人間の精神的、進化的發展及活動の中にある。これは人口政策上は對策が困難である。

第二の繁殖意思の減少は、小數家族を希望する所から生ずるとしてゐる。

次に、凡ての年齢階級に於ける死亡率の減少が出生減退の原因をなすと。これは人口及人口増加、生活資料餘裕の關係から出てくる。即ち、出生は絶對數に於て増加し、死亡が減少すれば、人間の生活條件、生活可能性が困窮し、「主觀的生活資料餘裕」の時代に於ては、家族の小數ならんことを求むるに至る。

出生減退なる事實は、人間の向上せんとする社會的野心及努力に依據してゐる。而して、又この原因は勿論經濟面に在る。此處で亦生活資料餘裕が問題になる。

子女數の多數はより多い負擔(經濟的)を意味し、これは子女の小數を求むる原因をなす。斯くて、人口政策上多數子女を有する者の經濟的負擔を一般に轉嫁することが必要である。この方策として強制保險の制度が考へられる。又、子女の養育費の調達方法の合理化に依り、多子家族の經濟的負擔の軽減がなされうる。又獨身者、無子家族の收入の減縮、從つて消費の減少に依り、多子家族の收入從つて消費を増加せしむる方策も考へられ

る。この際、生活資料餘裕に悪影響を及ぼさざる方法が探られねばならぬ。

更に、近年の出生減退の原因になつてゐる經濟的要素の背後に「社會的諸力」*gesellschaftliche macht* がある。これは所謂「階級適合」*Standesgemäß* 及「代表」*Representation* の語で表現される如く、自己の階級に相應する生活を維持せんがため、主觀的生活資料餘裕の高度化が行はれ、これが、習慣、流行になり、ひいては下層階級に模倣される。これが出生減退に影響する。この傾向の發展は民族増加に對する一つの危機である。

要之、人口政策の任務は人口増加の促進とこれに相應する生活資料餘裕を創造、強化することである。此處で亦資本形成が必要である。これが人口増加に伴はなければ、出生超過はその生活程度の低下か、國外移出を結果する。蓋し、資本は國內生産を擴大し、國內労働機會を提供するからである。

死亡率 出生率如何は主として人間の意思が作用し、死亡率は主として社會的生理的事實がその原因である。

近年の人口増加は死亡の減少に負ふこと大である。出生の減退にも拘らず、死亡減少に依り、出生超過は増大してゐる。これは人口政策上價値ある發展であり、所謂人口交替の經濟は國民の資本形成及労働能率に著しい影響を及ぼしてゐる。蓋し、死亡率の減退は直接國民支出の節約であり、又同時に國民の生産力は増強されるからである。

今十五歳の者に付てその平均生存期間を観察すれば、以前に比較して今日は、平均四——五歳高くなつてゐる。之を經濟的に見れば、全體としての労働力及經驗がそれだけ多くなつてゐることを意味する。

人口政策の任務は單に出生率の増大にあるのみでなく、出生者の保護及生命の維持に依り、その數の擴大を計ることにある。生活資料餘裕の大きさ及發展にとつては、人口増加が出生率の増大に基くよりも死亡率の減少に基く方がより價値ある事は注意す可きである。

出生超過と民族増加の問題 以前には民族の増加に於て、移民が大きな役割を果してゐた。一八七一年——一九一〇年の間に獨逸に於ては全體で三百四十五萬七千人を移出した。同期間の出生超過は三千六十七萬四千人であり、即ち、出生超過の十一％は移出に依つて獨逸から失はれてゐる。この事實から、人口政策は移民の影響に付ては重要な問題をもち、又第一に、生活資料餘裕の大きさの影響が問題になる。明らかに、移出先の經濟關係が移出數に影響するが、尙重要なのは移出先自身との關係である。出生超過を自國內に收容し得なければ、將來、一般に、その國民經濟的價値はない。出生超過を國內に收容することは、生活資料餘裕が出生超過に相應する程度に擴大され得る時に始めて可能である。

次に、獨逸に於ては最近人口増加の促進に努力してゐるのは所謂スラブ民族に對する獨逸の危機から出發してゐる。スラブ民族の人口増加は強大で將來獨逸を凌ぐ恐れがある。スラブ民族の増加は獨逸の三倍に當つてゐる。獨逸で脅威されてゐる斯る民族増加の不均衡は人口政策に依つては現在解決し得ない。これは外交政策、他國との同盟に依り解決がなされうる問題である。

人口政策上は、獨逸民族増加の判定標準を唯スラブ民族に採ることは警戒せねばならぬ。此處で吾々の採る可き唯一の標準が在る。それは獨逸國民經濟的生活資料餘裕の大きさ、即ち、獨逸の經濟的行爲能力 *die wirtschaftliche Leistungsfähigkeit* である。斯くて、吾々はこの能力を

確立強化する凡ての努力をなし、將來の民族發展を可能ならしむる唯一の基礎を創るであらうと。

四 結 語

以上で彼の戦後の人口政策の概要を見た譯であるが彼の立場を要約すれば大凡次の如く云へよう。

彼は、一般的には人口政策は人口増加政策であるとしてゐる。即ち、人口増加を純「國民的」、純「經濟的」及「社會政策的」觀點から觀察して望ましきものである。この際、彼は人口を量と質及一定の生活水準をもつ如きものの總體、つまり、生産及消費する總體として把握し、無條件的人口増加を承認せず、一定の條件の下に於てのみ認めてゐる。この條件は彼に依れば經濟的條件である。従つて、彼の人口政策は經濟的人口政策と云へよう。

之を彼の言語を借りて云へば、「人口はその大いさ、増加の種類、構成、其の他の性質に依り、深く經濟に影響を及ぼしてゐる。ある民族の經濟が如何に形成され、如何に發展せしめられるかの點に付て、人口は經濟に對し深く原因となる要素として或ひは條件となる要素として考へられる」のであり、この立場から人口増加と經濟との關係は、「人口増加は單に個人

意思に依るものでなく、高度に、全國民、全國土の經濟的可能に依存してゐる」のである。従つて、人口増加の具體的條件として「生活資料餘裕」が必要である譯である。然かも彼に於てはこの條件即ち、生活資料餘裕は「民族の生活に於いて生活資料餘裕と民族の生存とは同一義である」と解されてゐる。

即ち、この意味から、一般に説かれてゐる如く、獨逸の人口増加の標準はスラブ民族のそれに在るのでなく、「唯一の標準は獨逸の生活資料餘裕にある」のである。

従つて、彼の人口政策の第一の目標はこの生活資料餘裕の擴大に在るのである。

この意味から彼の人口政策は「人口政策の目的の上に建設せられた經濟政策」であるとも云へる。

次に彼のこの經濟的人口政策から生ずる結果として、人口増加の在り方は「人口交替の經濟」であり、それは節約型即ち、民族にとり最少の犠牲で濟む民族増加であると説いてゐる。

要之、彼の立場は K. Oidenberg の言葉を借りて云へば「人口政策の經濟的補完」であると云へよう。(Schmollers Jahrbuch. 1917. S. 518. 參照)

彙報

厚生省研究所人口民族部の移轉

厚生省研究所人口民族部は昭和十九年八月芝區白金三光町四二五番地(聖心女學院内)に移轉したが、終戦に伴ひ廳舎を重ねて移轉することとなり、昭和二十年十月同區田町二丁目三番地(厚生省研究所産業安全部内)に引越した。

厚生省官制の改正

終戦に伴ひ厚生行政事務の社會、勞務等に於ける重要性の加重せられる情勢に即應して昭和二十年十月二十六日厚生省官制中左の如く改正公布せらるゝと共に、新に臨時防疫局の設置を見、又之と同時に厚生省分課規程の改正が行はれた。

厚生省官制中改正(昭和二十年十月二十日勅令第六百九號)

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 健民局
- 衛生局
- 社會局
- 勞政局
- 勤勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三、母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 四、其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

- 四、疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五、體力管理ニ關スル事項
- 六、勤勞衛生ニ關スル事項
- 七、其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、救護及救療ニ關スル事項
- 二、戰時災害保護ニ關スル事項
- 三、社會福利施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五、住宅ニ關スル事項

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、貸銀、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二、勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 三、其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二、復員ニ伴フ職業対策ニ關スル事項
- 三、職業紹介ニ關スル事項
- 四、職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ

「勞政局」ニ改ム

第九條ノ二ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時防疫局の設置

勅令第六百一十一號(昭和二十年十月二十六日)

大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ檢疫並ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ置ク

局長ハ按監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

- 企畫課
- 母子課
- 體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、國民優生法ノ施行其ノ他民族衛生ニ關スル事項
- 三、健民生活ノ指導ニ關スル事項
- 四、國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 五、他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及體力ノ向上ニ關スル事項

第八條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、妊産婦及乳幼児ノ保健及保護ニ關スル事項

彙報

厚生省研究所人口民族部の移轉

厚生省研究所人口民族部は昭和十九年八月芝區白金三光町四二五番地(聖心女學院内)に移轉したが、終戦に伴ひ廳舎を重ねて移轉することとなり、昭和二十年十月同區田町二丁目三番地(厚生省研究所産業安全部内)に引越した。

厚生省官制の改正

終戦に伴ひ厚生行政事務の社會、勞務等に於ける重要性の加重せられる情勢に即應して昭和二十年十月二十六日厚生省官制中左の如く改正公布せらるゝと共に、新に臨時防疫局の設置を見、又之と同時に厚生省分課規程の改正が行はれた。

厚生省官制中改正(昭和二十年十月二十日勅令第六百九號)

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 健民局
- 衛生局
- 社會局
- 勞政局
- 勤勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三、母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 四、其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

- 四、疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五、體力管理ニ關スル事項
- 六、勤勞衛生ニ關スル事項
- 七、其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、救護及救療ニ關スル事項
- 二、戰時災害保護ニ關スル事項
- 三、社會福利施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五、住宅ニ關スル事項

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、貸銀、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二、勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 三、其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二、復員ニ伴フ職業対策ニ關スル事項
- 三、職業紹介ニ關スル事項
- 四、職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ

「勞政局」ニ改ム

第九條ノ二ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時防疫局の設置

勅令第六百一十一號(昭和二十年十月二十六日)

大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ檢疫並ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ置ク

局長ハ按監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

- 企畫課
- 母子課
- 體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、國民優生法ノ施行其ノ他民族衛生ニ關スル事項
- 三、健民生活ノ指導ニ關スル事項
- 四、國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 五、他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及體力ノ向上ニ關スル事項

第八條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、妊産婦及乳幼児ノ保健及保護ニ關スル事項

彙報

厚生省研究所人口民族部の移轉

厚生省研究所人口民族部は昭和十九年八月芝區白金三光町四二五番地(聖心女學院内)に移轉したが、終戦に伴ひ廳舎を重ねて移轉することとなり、昭和二十年十月同區田町二丁目三番地(厚生省研究所産業安全部内)に引越した。

厚生省官制の改正

終戦に伴ひ厚生行政事務の社會、勞務等に於ける重要性の加重せられる情勢に即應して昭和二十年十月二十六日厚生省官制中左の如く改正公布せらるゝと共に、新に臨時防疫局の設置を見、又之と同時に厚生省分課規程の改正が行はれた。

厚生省官制中改正(昭和二十年十月二十日勅令第六百九號)

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 健民局
- 衛生局
- 社會局
- 勞政局
- 勤勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三、母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 四、其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

- 四、疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五、體力管理ニ關スル事項
- 六、勤勞衛生ニ關スル事項
- 七、其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、救護及救療ニ關スル事項
- 二、戰時災害保護ニ關スル事項
- 三、社會福利施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五、住宅ニ關スル事項

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、賃銀、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二、勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 三、其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二、復員ニ伴フ職業対策ニ關スル事項
- 三、職業紹介ニ關スル事項
- 四、職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ

「勞政局」ニ改ム

第九條ノ二ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時防疫局の設置

勅令第六百一十一號(昭和二十年十月二十六日)

大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ檢疫並ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ置ク

局長ハ按監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

- 企畫課
- 母子課
- 體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、國民優生法ノ施行其ノ他民族衛生ニ關スル事項
- 三、健民生活ノ指導ニ關スル事項
- 四、國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 五、他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及體力ノ向上ニ關スル事項

第八條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、妊産婦及乳幼児ノ保健及保護ニ關スル事項

- 二、妊娠婦及乳幼児ノ榮養確保ニ關スル事項
- 三、保育施設及母子愛育施設ニ關スル事項
- 四、結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項
- 五、其ノ他母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

第九條

體鍊課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、體育ノ普及獎勵ニ關スル事項
- 二、體育運動團體ニ關スル事項
- 三、體育施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他體育ニ關スル事項

第十條 衛生局ニ左ノ四課ヲ置ク

醫務課

藥務課

保健課

醫療課

第十一條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、醫師、齒科醫師其ノ他醫療關係者ニ關スル事項
- 二、國民醫療法ノ施行ニ關スル事項
- 三、他ノ主管ニ屬セザル國民ノ保健衛生ニ關スル事項

項

第十二條 藥務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、藥事法ノ施行ニ關スル事項
- 二、醫藥品、醫藥部外品、醫療機械器具其ノ他衛生資材ニ關スル事項
- 三、製藥監理官事務所ニ關スル事項
- 四、藥用植物ノ栽培及採取ニ關スル事項
- 五、阿片、毒物及劇物ニ關スル事項
- 六、其ノ他藥事ニ關スル事項

第十三條 保健課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、保健所及保健婦ニ關スル事項
- 二、國民體法ノ施行ニ關スル事項但シ體力検査後ノ措置ニ關スル事項ニシテ療養指導及療養措置命令ニ關スルモノヲ除ク
- 三、榮養ニ關スル事項
- 四、飲食物ノ衛生ニ關スル事項
- 五、清掃衛生及多衆集合場所ノ衛生ニ關スル事項
- 六、水道及下水道ニ關スル事項
- 七、屠場及屠畜ニ關スル事項

- 第十四條 醫療課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、結核ニ關スル事項
- 二、健民修鍊ニ關スル事項
- 三、癩ニ關スル事項
- 四、トラホーム其他慢性傳染病ニ關スル事項
- 五、精神病、寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 六、勤勞衛生ニ關スル事項但シ體力管理ニ關スルモノヲ除ク

- 第十五條 衛生局ニ東京製藥監理官事務所及大阪製藥監理官事務所ヲ置ク
- 製藥監理官事務所ニ於テハ醫藥品製造工場ニ於ケル生産其ノ他經營ニ關シ醫藥品ノ供給確保ノ爲ニスル
- 韓旋、指導及監督ニ關スル事項ヲ掌ル

- 第十六條 社會局ニ左ノ三課ヲ置ク
- 一、保護課
- 二、福利課
- 三、住宅課

- 第十七條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、救護及救療並ニ權災救助ニ關スル事項
- 二、戰災援護ニ關スル事項
- 三、方面委員ニ關スル事項
- 四、他ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項

- 第十八條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、同和事業ニ關スル事項
- 二、興生事業ニ關スル事項
- 三、公益質屋ニ關スル事項
- 四、社會福利施設ニ關スル事項

- 第十九條 住宅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、住宅ニ關スル事項
- 二、住宅營團ニ關スル事項

- 第二十條 勞政局ニ左ノ三課ヲ置ク
- 一、勞政課
- 二、管理課
- 三、給與課

- 第二十一條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、一般勤勞政策ニ關スル事項
- 二、勤勞者ノ組織ニ關スル事項
- 三、勞働爭議ニ關スル事項
- 四、勤勞情勢ノ調査ニ關スル事項
- 五、他ノ主管ニ屬セザル勤勞ニ關スル事項

- 第二十二條 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、工場法其ノ他勤勞管理法令ノ施行ニ關スル事項
- 但シ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク
- 二、勤勞者ノ教養訓練ニ關スル事項
- 三、勤勞能率ノ増進ニ關スル事項
- 四、勤勞者ノ厚生ニ關スル事項
- 五、其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

第二十三條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、貸銀、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二、勤勞者ノ扶助及援護ニ關スル事項

三、勤勞者用物資ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、勤勞需給ニ關スル一般的企畫ニ關スル事項

二、勤勞需給狀況ノ一般的查察ニ關スル事項

三、職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項

四、職業適性ノ調査ニ關スル事項

五、勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

六、職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七、他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、復員對策ノ實施ニ關スル事項

二、勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項

三、勤勞者募集ニ關スル事項

四、職業指導ニ關スル事項

第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、職業補導ニ關スル事項

二、職業訓練ニ關スル事項

三、土建其ノ他日傭勞務ノ斡旋充足ニ關スル事項

四、授産及内職施設ニ關スル事項

第二十八條 保險局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

庶務課

保險課

年金課

健康保險指導所

第二十九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、社會保險制度ノ調査企畫一般ニ關スル事項

二、社會保險審査會ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項

四、他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第三十條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、健康保險法施行ニ關スル事項

二、勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計健康勘定及勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項

四、國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項

第三十一條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二、船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

第三十二條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十三條 臨時防疫局ニ左ノ二課ヲ置ク

防疫課

檢疫課

第三十四條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、急性傳染病ニ關スル事項

二、性病ニ關スル事項

第三十五條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十六條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十七條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十八條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十九條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第四十條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

大東亞戰爭終結に伴ふ國民勤勞動員令施行上の應急措置

戰爭終結に伴ひ、軍需産業部門に於ける老大な人員を、迅速且つ圓滑に民需産業部門に轉換せしめ、以て勤勞秩序の混亂を防止せんと欲し、厚生省當局は應急措置として、昭和二十年八月二十一日國民勤勞動員令施行上左の如き措置を採ることとし、之を各地方長官に通牒すると共に、同月二十三日告示第八十六號及第八十七號を以て既存の諸規定の改廢を公示した。

一、解雇退職の制限に關しては近く通牒相成可き「工場事業場従業者の戰後應急措置に關する件」に依り措置すべきこと

二、男子就業の禁止又は制限は之を廢止すること（令第七條則第九條別紙告示參照）

三、土建等日傭統制を除き雇入就職に關する規制は之を廢止すること（令第十八條則第二十九條別紙告示參照）

四、理科系學校卒業者雇入制限は之を廢止すると共に從來の雇入制當は之を取消すこと（令第十八條則第十八條別紙告示參照）

五、勞務供給業者に依る從業者の使用又は從業の制限は之を事實上停止すること（令第五十六條則第六十九條）

厚生省告示第八六號（昭和二十年八月二十三日）
昭和十三年八月厚生省告示第九十九號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學校指定ニ關スル件）、昭和十三年八月厚生省告示第一百二十號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學科指定ニ關スル件）、昭和十六

年^{十二} 厚生省告示第五百七十五號(國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第五號ノ事業指定ニ關スル件)、昭和十六年^{十二} 厚生省告示第五百七十六號(國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第十二號ノ者ノ雇入及就職ノ場合指定ニ關スル件)、昭和十八年^九 厚生省告示第五百五十六號(國民勤勞動員令施行規則第九條ノ規定ニ依ル男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止スル職種、年月日及其ノ範圍指定ニ關スル件)、昭和二十年^五 厚生省告示第四十四號(國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ規定ニ依ル様式ニ關スル件)及昭和二十年^五 厚生省告示第四十五號(國民勤勞動員令施行規則第二十條ノ規定ニ依ル申請又ハ請求ノ期日ニ關スル件)昭和二十年八月二十一日之ヲ廢止セリ

厚生省告示第八七號(昭和二十年八月二十三日)

國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第十三號ノ場合ヲ左ノ通定メ昭和二十年八月二十一日ヨリ之ヲ適用ス

一、鐵、石炭、亞炭等素材生産業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

二、住宅、建築其ノ他復舊土木建築關係業(セメント、木材、釘、家具等關聯資材器具ノ製造業ヲ含ム)ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三、電氣事業、瓦斯事業及水道事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

四、運輸通信關係業(車輛、木造船、内海航路ノ船舶及其ノ關聯資材ノ製造業及修理業ヲ含ム)ニ於ケル雇入及就職ノ場合

五、醫藥品其ノ他醫療衛生用物資ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

六、製鹽業及肥料、農機具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

七、陶磁器、紙、皮革、油脂及電機器具其ノ他ノ民需用機械器具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合
八、紡織其ノ他衣料關係業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

九、食料品其ノ他ノ生活必需物資ノ製造業及修理業

ニ於ケル雇入及就職ノ場合
一〇、物品販賣業、娛樂興業及接客業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一一、浴場業、理髮業及洗濯業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一二、家事使用人ノ雇入及就職ノ場合

一三、金融保險業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一四、印刷業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一五、教育事業、醫療衛生事業其ノ他ノ公務自由業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一六、公共團體ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一七、其ノ他民需産業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

戰爭終結に伴ふ工場事業場從業者の應急措置

戰爭終結に伴ひ、勞務再配置の問題が當然重要視せらるゝ所であるが、政府は差當り、緊要なる民需産業の勞務を確保すると共に、軍需産業從事者に對しても、急激なる混亂を防止し、且つ離職者及從業者に對する給與の基準を定むることとし、昭和二十年八月二十二日應急暫定措置として左の如く決定した。

戰爭終結に伴ふ工場事業場從業者の應急措置

第一、方針

戰爭終結に伴ふ勞務の再配置に付ては産業轉換の進展に即應し逐次爲さるべきも、差當り緊要なる民需産業に必要な勞務を確保すると共に時に軍需産業の從業者に付急激なる混亂を防止し併せて離職從業者に對する給與の基準を定むるは現下喫緊の要務なり因て左の要領に依り應急暫定的措置を講ぜんとなす。

第二、要領

一、工場事業場にして左記産業に關するものは現從業者を一應其の儘繼續使用せしめ當分の内事業主の一方的意思に依る解雇は之を爲さしめざること

但し退職を希望する者に付ては、代替者補充の方途を講じたる上之を認むること

製鹽業、肥料及農具等製造業

鐵、石炭、亞炭、石油等素材生産事業

製藥其他醫療關係品製造業

紡織其他衣料關係業

食料其他生活必需物資製造及修理業

陶磁器、紙、皮革、油脂、電機器具、民需用機械器具、印刷業等民需品製造業

住宅其他復舊土木建築關係業(セメント製材、釘、家具其他關聯資材器具製造業を含む)

電運輸通信關係業(車輛自動車木造船内海航路其他關聯資材の製造及修理業を含む)

電氣、瓦斯、水道業

物資配給業

金融、保險業

其の他の民需産業

二、右以外の工場事業場にして其の事業を廢止又は縮小する爲從業者の整理を要する場合は現下の輸送及住宅等の狀況に應じ順次之を實施せしむる様指導し急激なる一齊解雇に依り混亂せしめざる様考慮すると共に、整理せられたる從業者の爲國民勤勞動員署をして民需産業方面の求人開拓を實施せしめ農林水産業、各種復舊土木其の他前號の民需産業に積極的に斡旋する様措置すること

三、被徵用者は左に依り措置すること

(一) 第二の一の産業に従事する被徵用者(現員被徵用者を含む)にして解雇を希望する者は代替者を以て之が補充を爲したる後其の解雇を爲すこと

(二) 其の他の産業の被徵用者(現員被徵用者を含む)は左の順に依り順次就業地應府縣に於て解雇を爲すこと

この場合他應府縣出身者にありては必要事項を關係應府縣に聯絡すること

(イ) 就業前農林水産業に従事し居りたる者、但し不得已理由に依り繼續就業を希望する者は之を除くこと

(ロ) 就業前人工、左官、煮職、屋根職、疊職、板金工、土工たりし者、但し不得已理由に依り繼續就業を希望する者は之を除くこと

尚本人の復歸先應府縣は勞務報國會をして之が確保を爲さしむること

(ハ) 女子にして家庭復歸を希望する者

(ニ) 就業前「第二の一」に記載せる産業に従事し居りたる者、官公署雇員たりし者其他物

品販賣業、理髮業等生活必需營業に従事し居りたるものにして原職復歸を希望する者

(ホ) 他に自活の途ある解雇希望者
備考

一、(ニ)(ホ)に付ては新規徵用者は現員徵用者に優先し之を解雇すること

二、今後徵用期間は之を延長せざることを但し引續き就業を希望する者及勞務確保を必要とするものに付ては之を雇傭せしむるの措置を講ずること

四、其の他の一般勞務者に付ては其の解雇の順序は被徵用者に準じ措置せしむることとし所轄國民勤勞動員署の承認を得たる上輸送の狀況に應じ順次之を解雇せしむる如く指導すること

備考

被徵用者及一般勞務者にして長期缺勤せる者は直に之を解雇又は解雇すること但し病氣缺勤者に付ては本人の希望を徵したる上措置すること

五、學徒及女子挺身隊員は原則として之を學校及び家庭に復歸せしむること但し「第二の一」に記載せる産業にして其の事業の繼續上特に必要ある場合は速に代替者を就業せしめて復歸せしむることとし、尙女子挺身隊員にして繼續就業方希望する者は繼續せしむること

六、勤勞協力措置に依り臨時要員として従事しある者は原則として之が解雇を爲すこと但し現に輸送、荷役、礦山、農業及各種復舊作業等に出動し居りて特に必要ある場合は代替者の斡旋を爲したる上解雇すること

七、三乃至六號の措置は所定の様式等に依ることなく事業主より解雇又は解雇豫定者の連名簿を提出せしむる等の方法に依り手續の簡易迅速を期すること

八、國民勤勞動員令の雇入、使用、就職及從業に關する禁止又は制限の規定(令第七條、則第九條、令第十八條、則第十八條及第二十九條(但し土建等日傭勞務者の統制は之を除く)第五十七條、則第六十九條)は之を廢止するに付、民需産業方面に於ける雇傭及募集は動員署をして積極的に斡旋せしむること

九、工場事業場に於ける勤勞統率は概ね從前の方針に則り團結と規律の堅持に努めしむる外特に左の各號に依り指導を加ふること

(一) 手持從業者に付ては手持資材に依る民需品の製造、工場農園の耕作、職場の整頓等可及的手待解消方に付指導を加ふること

(二) 前各號の措置を講ずるも尚存する手持從業者又は不得已休業せる工場事業場の從業者に對しては應府縣に於て一定の計畫を樹て勤勞協力措置に依り災害地其他の都市清掃、水道、電氣、瓦斯等の復舊作業、一般災害復舊作業、鐵道及通信の復舊作業、荷役、農業等に臨時出動せしむること

一〇、從業者の意志に依らずして離職せる從業者の給與に付ては左に依り措置すること

(一) 從業者の意志に依らずして離職せる從業者に對しては當該工場事業場に於て當該工場事業場の定むる退職手當(事業の都合に依る退職の場合に於ける額とすること)の外健康保險標準

報酬月額又は最近三箇月の平均収入月額を下らざる慰勞金を支給せしむること

被徵用者(現員被徵用者を含む)に對しては賃金規則に定むる徵用解除手當を支給し前項の慰勞金は支給せざることを、但し徵用解除手當が前項の慰勞金を下る場合は前項の慰勞金額を徵用解除手當額とする

(一) 新規被徵用者に對しては當該工場事業場の支給する徵用解除手當の外國庫の負擔に依り國民政務局員接護會をして徵用慰勞金(一〇〇圓)を支給せしむること

(二) 戰局急變に依り在籍の儘休業せしめられたる勤勞者に對しては其の休業期間中健康保險標準報酬日額の六割を下らざる休業手當を支給すること

備考

(一) 工場事業場が本件に依る諸支拂を爲すに要する資金の入手に付ては別に措置する様關係當局に協議すること、要すれば特定工場事業場に對しては支拂金に付國家補償の方途を講ずること

(二) 従來扶助又は援護を受け居りし者に關する離職後の扶助又は援護の繼續並に離職の爲る生活困難となりたる者に關する扶助又は援護に關しては別途考慮するものとする

臨時復員對策委員會の設置

昭和二十年八月二十四日の次官會議の決定を以て、厚生省に臨時復員對策委員會を設置することとし、其の規程を左の如く定めた。

臨時復員對策委員會規程(昭和二十年八月二十)

第一條 戰爭終結ニ伴ヒ勳員又ハ徵用ヲ解除セラレタル軍人軍屬、外國又ハ外地ヨリ歸還スル邦人及工場事業場等ノ廢止又ハ縮少等ニ依リ離職シタル者ノ就職確保ニ關シ必要ナル事項ヲ調査審議スル爲厚生省ニ臨時復員對策委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長、委員及幹事若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及幹事ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ニ付厚生大臣之ヲ任命又ハ委嘱ス

第三條 委員長ハ會務ヲ統理ス委員長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

委員ハ調査審議ヲ掌ル

幹事ハ委員長及委員ノ命ヲ承ケ必要ナル調査ヲ掌ル

第四條 特定ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ特別部會ヲ置クコトヲ得

特別部會ノ委員及幹事ハ委員長之ヲ定ム

第五條 本部ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ委員長之ヲ任命又ハ囑託ス書記ハ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

金融業、運輸通信業並に建築業等に於ける元從業者の原職復歸

戰爭終結に伴ふ事態の急變に對處する金融業並に運輸通信業等の實情に鑑み、政府は差當り歸還軍人、傷痍軍人の就職斡旋及先に軍需産業に配置轉換したる此の種部門並に大工、左官、畜職、屋根職、疊職等の建築業、證券印刷業の從業者を原職に復歸せしむること

とし、昭和二十年八月二十七日附を以て、勤勞局長より各地方長官宛左記の如く通牒を發した。

一、復歸せしむべき者の範圍

歸還軍人、傷痍軍人及左の各項に依る措置に依り軍需産業に配置轉換せられたるものを對象とし金融業にありては銀行、保險及信託業に付實施すること

イ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號(所謂男子就業の禁止又は制限)に依るもの

ロ、徵用又は指導勸奨に依るもの

ハ、前記「イ」に依るの外金融業にありては客年五月二十五日發勤第一四三號金融業に於ける從業者の配置及其の職域の徵用に關する件通牒、運輸通信業にありては昭和十八年九月三日官廳、地方公共團體及勤勞者徵用に關する措置要領の件通牒に依るもの

二、實施手續

イ、歸還軍人及傷痍軍人にありては市町村其の他關係團體と緊密なる連絡を採り就職希望者を調査すること

ロ、轉換者にありては工場事業場等をして當該轉換者中復歸希望者を調査せしむること

ハ、前項に依る調査の外從業者を従前使用せる官衙、事業場又は勞務報國會支部より轉換先を明せる名簿を提出せしめ措置するも可なること尙金融業にありては職域徵用實施に際し作成せしめたる供出男子人名表等に依るも差支へなきこと

ニ、就業先又は復歸先他應府縣にあるものに付ては相互に連絡すること

ホ、應府縣前各項に依り調査したる復歸希望者の

報酬月額又は最近三箇月の平均収入月額を下らざる慰勞金を支給せしむること

被徵用者(現員被徵用者を含む)に對しては賃金規則に定むる徵用解除手當を支給し前項の慰勞金は支給せざることを、但し徵用解除手當が前項の慰勞金を下る場合は前項の慰勞金額を徵用解除手當額とする

(一) 新規被徵用者に對しては當該工場事業場の支給する徵用解除手當の外國庫の負擔に依り國民政務員接護會をして徵用慰勞金(一〇〇圓)を支給せしむること

(二) 戰局急變に依り在籍の儘休業せしめられたる勤勞者に對しては其の休業期間中健康保險標準報酬日額の六割を下らざる休業手當を支給すること

備考

(一) 工場事業場が本件に依る諸支拂を爲すに要する資金の入手に付ては別に措置する様關係當局に協議すること、要すれば特定工場事業場に對しては支拂金に付國家補償の方途を講ずること

(二) 従來扶助又は援護を受け居りし者に關する離職後の扶助又は援護の繼續並に離職の爲生活困難となりたる者に關する扶助又は援護に關しては別途考慮するものとする

臨時復員對策委員會の設置

昭和二十年八月二十四日の次官會議の決定を以て、厚生省に臨時復員對策委員會を設置することとし、其の規程を左の如く定めた。

臨時復員對策委員會規程(昭和二十年八月二十)

第一條 戰爭終結ニ伴ヒ勳員又ハ徵用ヲ解除セラレタル軍人軍屬、外國又ハ外地ヨリ歸還スル邦人及工場事業場等ノ廢止又ハ縮少等ニ依リ離職シタル者ノ就職確保ニ關シ必要ナル事項ヲ調査審議スル爲厚生省ニ臨時復員對策委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長、委員及幹事若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及幹事ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ニ付厚生大臣之ヲ任命又ハ委嘱ス

第三條 委員長ハ會務ヲ統理ス委員長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

委員ハ調査審議ヲ掌ル

幹事ハ委員長及委員ノ命ヲ承ケ必要ナル調査ヲ掌ル

第四條 特定ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ特別部會ヲ置クコトヲ得

特別部會ノ委員及幹事ハ委員長之ヲ定ム

第五條 本部ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ委員長之ヲ任命又ハ囑託ス書記ハ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

金融業、運輸通信業並に建築業

等に於ける元從業者の原職復歸

とし、昭和二十年八月二十七日附を以て、勤勞局長より各地方長官宛左記の如く通牒を發した。

一、復歸せしむべき者の範圍

歸還軍人、傷病軍人及左の各項に依る措置に依り軍需産業に配置轉換せられたるものを對象とし金融業にありては銀行、保險及信託業に付實施すること

イ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號(所謂男子就業の禁止又は制限)に依るもの

ロ、徵用又は指導勸奨に依るもの

ハ、前記「イ」に依るの外金融業にありては客年五月二十五日發勤第一四三號金融業に於ける從業者の配置及其の職域の徵用に關する件通牒、運輸通信業にありては昭和十八年九月三日官廳、地方公共團體及勤勞者徵用に關する措置要領の件通牒に依るもの

二、實施手續

イ、歸還軍人及傷病軍人にありては市町村其の他關係團體と緊密なる連絡を採り就職希望者を調査すること

ロ、轉換者にありては工場事業場等をして當該轉換者中復歸希望者を調査せしむること

ハ、前項に依る調査の外從業者を従前使用せる官衙、事業場又は勞務報國會支部より轉換先を明確せる名簿を提出せしめ措置するも可なること尙金融業にありては職域徵用實施に際し作成せしめたる供出男子人名表等に依るも差支へなきこと

ニ、就業先又は復歸先他應府縣にあるものに付ては相互に連絡すること

ホ、應府縣前各項に依り調査したる復歸希望者の

連名表を復歸先官衛又は事業場毎に作成し當該官衛又は事業場に送付すること

三、受入措置

イ、歸還軍人及傷疾軍人にありては關係各機關又は事業場をして優先採用せしむる如く措置すること

ロ、復歸先官衛又は事業場は廳府縣より送付せられたる連名表に基き速に採用の措置を講ずること

採用決定したるものに付ては廳府縣は工場事業場をして速に解雇又は微用解除の手續を執らしむること

ハ、事業の廢止、閉鎖又は縮少等に依り轉換困難なる者に付ては他の適當なる斯の種部門に優先採用せしむる如く斡旋すること

ニ、受入官衛、事業場、金融機關又は全國金融統制會(地方にありては同會地方委員)等の關係機關の積極的なる協力の下に實施し受入を拒避するが如きことなからしむること

ホ、建築關係者に付ては住宅營團(支部)、土建請負業者等に雇傭せしむる如く措置すること

四、其他
イ、其他必要事項に關しては別途通牒せらるる「工場事業場從業者の戦後應急措置」に依ること
ロ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號は八月二十三日廢止せられたること

原生年金保險に於ける短期脱退

手當金を支給すべき場合の追加指定

厚生年金保險に於ては原則として資格期間三年未滿の脱退者には、脱退手當金を支給せずして、其の期間

を通算することに依り年期又は長期の脱退手當金を受くる機會を得しめたのであるが、今次戦争終結に伴ひ相當多數の資格喪失者を生ずることが豫想されるに至つたので、微用解除其他從來の規定に依り短期脱退手當金を受けた者と同様、之に均霑せしむることとし、厚生省は昭和十九年告示第四十七號を左の如く改正した。

厚生省告示第八十九號(昭和二十年八月三十日)昭和十九年五月厚生省告示第四十七號(厚生年金保險法施行令第二十二條ノ二第四號ニ規定スル場合指定ノ件)中左ノ通改正ス

六ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
大東亞戦争ノ終結ニ因ル事業所ノ廢止又ハ縮少ニ因リ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ

罹災都市に於ける應急簡易住宅

の建設

戦時中空襲に依り罹災したる都市の居住民に對して、政府は應急に簡易住宅を建設供給することとし、昭和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

第一、方針

全國罹災都市に於ける假小屋居住の罹災者を主たる對象とし罹災者越冬對策の一環として所要の簡易住宅を緊急に建設す

第二、要領

一、建設主體

極力罹災者各自の自力建設に依ることとするも公共團體、住宅營團、貸家組合其他所在の住宅業者等に於ても之が建設に當るものとし戦時

建設團、勞務報國會等は之が建設に對し全面的に協力するものとす

二、建設戸數

第一次三十萬戸を目途とす(都市別建設戸數は別途決定す)

三、規模及規格

最も簡素にして且大量生産に適するものとす

四、建設方法

(イ) 從來の建設現場に於ける加工の外極力地方木材株式會社、工場其他所在の製材、加工の設備及勞力を動員し決定せる規格に基き政府の一元的統制の下に柱、梁、板材等住宅部品の大量製作供給を爲すものとす

(ロ) 自力に依り建設せんとする者に對しては右の加工したる住宅部品を供給し之が組立建築に當らしむるものとす

(ハ) 自力に依り建設し得ざる者に對しては住宅營團、土木建築業者等に於て適正なる請負價格を以て建設に當るが如く所要の措置を講ずるものとす

(ニ) 資金上自力建設を爲し得ざる者に對しては別途低利資金の融通を爲すの外公共團體、住宅營團等に於て建設の上賃貸又は分譲するものとす

五、資材

(イ) 各種資材の所要量は概ね別紙の通り
(ロ) 各所要資材は政府に於て之が供給を確保するの外地方廳、地方木材株式會社、工場、住宅營團、戦時建設團等の手持資材を全面的に活用するものとす

連名表を復歸先官衛又は事業場毎に作成し當該官衛又は事業場に送付すること

三、受入措置

イ、歸還軍人及傷疾軍人にありては關係各機關又は事業場をして優先採用せしむる如く措置すること

ロ、復歸先官衛又は事業場は廳府縣より送付せられたる連名表に基き速に採用の措置を講ずること

採用決定したるものに付ては廳府縣は工場事業場をして速に解雇又は微用解除の手續を執らしむること

ハ、事業の廢止、閉鎖又は縮少等に依り轉換困難なる者に付ては他の適當なる斯の種部門に優先採用せしむる如く斡旋すること

ニ、受入官衛、事業場、金融機關又は全國金融統制會(地方にありては同會地方委員)等の關係機關の積極的なる協力の下に實施し受入を拒避するが如きことなからしむること

ホ、建築關係者に付ては住宅營團(支部)、土建請負業者等に雇傭せしむる如く措置すること

四、其他
イ、其他必要事項に關しては別途通牒せらるゝ
「工場事業場從業者の戦後應急措置」に依ること
ロ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號は八月二十三日廢止せられたること

原生年金保險に於ける短期脱退

手當金を支給すべき場合の追加指定

厚生年金保險に於ては原則として資格期間三年未滿の脱退者には、脱退手當金を支給せずして、其の期間

を通算することに依り年期又は長期の脱退手當金を受くる機會を得しめたのであるが、今次戦争終結に伴ひ相當多數の資格喪失者を生ずることが豫想されるに至つたので、微用解除其他從來の規定に依り短期脱退手當金を受けた者と同様、之に均霑せしむることとし、厚生省は昭和十九年告示第四十七號を左の如く改正した。

厚生省告示第八十九號(昭和二十年八月三十日)昭和十九年五月厚生省告示第四十七號(厚生年金保險法施行令第二十二條ノ二第四號ニ規定スル場合指定ノ件)中左ノ通改正ス

六ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
大東亞戦争ノ終結ニ因ル事業所ノ廢止又ハ縮少ニ因リ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ

罹災都市に於ける應急簡易住宅

の建設

戰時中空襲に依り罹災したる都市の居住民に對して、政府は應急に簡易住宅を建設供給することとし、昭和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

和二十年九月四日左の如く建設要綱を發表した。

第一、方針

全國罹災都市に於ける假小屋居住の罹災者を主たる對象とし罹災者越冬對策の一環として所要の簡易住宅を緊急に建設す

第二、要領

一、建設主體

極力罹災者各自の自力建設に依ることとするも公共團體、住宅營團、貸家組合其他所在の住宅業者等に於ても之が建設に當るものとし戰時

建設團、勞務報國會等は之が建設に對し全面的に協力するものとす

二、建設戸數

第一次三十萬戸を目途とす(都市別建設戸數は別途決定す)

三、規模及規格

最も簡素にして且大量生産に適するものとす

四、建設方法

(イ) 從來の建設現場に於ける加工の外極力地方木材株式會社、工場其他所在の製材、加工の設備及勞力を動員し決定せる規格に基き政府の一元的統制の下に柱、梁、板材等住宅部品的大量製作供給を爲すものとす

(ロ) 自力に依り建設せんとする者に對しては右の加工したる住宅部品を供給し之が組立建築に當らしむるものとす

(ハ) 自力に依り建設し得ざる者に對しては住宅營團、土木建築業者等に於て適正なる請負價格を以て建設に當るが如く所要の措置を講ずるものとす

(ニ) 資金上自力建設を爲し得ざる者に對しては別途低利資金の融通を爲すの外公共團體、住宅營團等に於て建設の上賃貸又は分讓するものとす

五、資材

(イ) 各種資材の所要量は概ね別紙の通り
(ロ) 各所要資材は政府に於て之が供給を確保するの外地方廳、地方木材株式會社、工場、住宅營團、戰時建設團等の手持資材を全面的に活用するものとす

(ハ) 木材の自府縣生産及之が加工困難なる罹災大都市に對しては關係生産縣に對し所要の生産の割當を爲すこととし當該縣に於ては迅速に之が供出の完遂を期するものとす

六、輸送及勞務

各種資材の輸送に就ては鐵道、船舶に依る輸送、小運送及荷役に付優先確保の措置を講ずるものとす

製材、加工及建設に必要な勞務に就ては急速に之が充足を圖るの外既存建設隊の活用、建築工にして徵用せられたる者の優先解除、養成中の建築工の動員等の措置を講じ且極力一般市民の協力による建築を促進獎勵するの方途を講ずるものとす

七、建設敷地

(イ) 建設敷地は交通、電力、水道、瓦斯等の設備、入居豫定者の希望、職域との距離其の他諸般の事情を勘案して急速に決定の上之が清掃に着手するものとす

尙國有地等の利用をも考慮するものとす

(ロ) 本要綱に依る簡易住宅の建設敷地が罹災土地なる場合に於ては右土地の利用關係は戰時罹災土地物件令の適用を受け該建物は同令に所謂假設建築物(本建築物に非ざる建物)に該當するものとす

八、資金措置

(イ) 本要綱に基く住宅建設資金に就ては必要に應じ低利資金融通の方途を講ずるの外一定條件の下に戰時保險等に依る特殊預金の利用

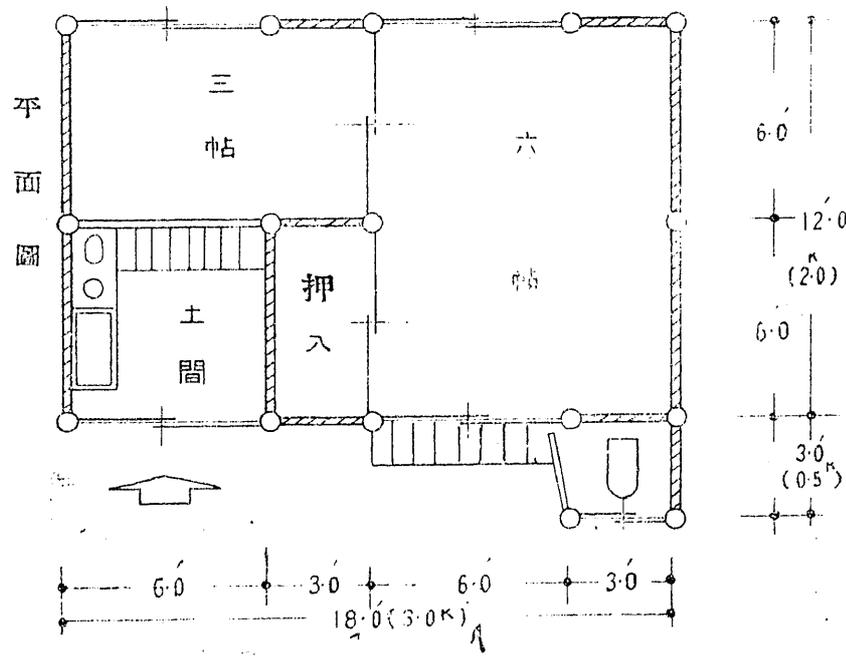
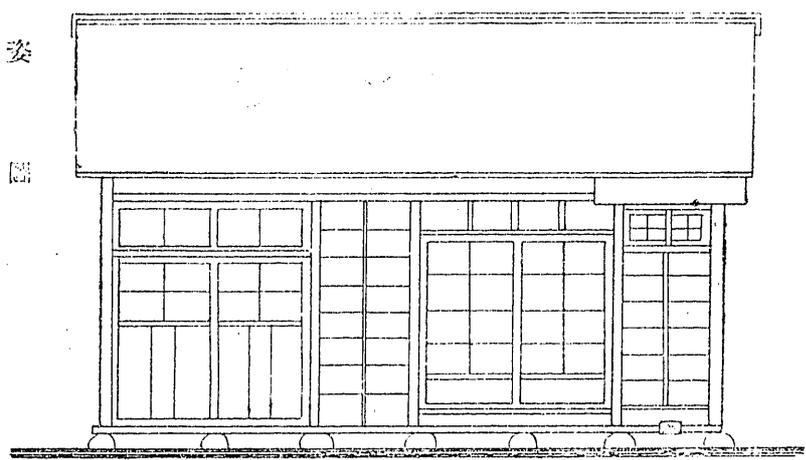
の措置を講ずるものとす
(ロ) 住宅部品の製作配給に關しては住宅營團の資金を活用するものとす

備考

一、厚生施設
現存假小屋の集團地に對しては公衆浴場、食堂、綜合配給所等の厚生施設を附設するものとし別途地方廳に於て急速に

建坪 六・二五坪
一戸當り資材(木材 二五石、釘 一二・五延)

應 急 簡 易 住 宅



之が建設整備に當るものとす。特に公衆浴場の急速なる建設を爲すべきものとす

二、空地制限
本要綱に依る住宅建設には實情に即したる空地制限を設く

三、本要綱に依る住宅建設事業を促進し住宅部品の生産及配給を一元的に統制する爲厚生省に住宅建設本部を置く

四、其の他
本要綱實施上必要な法制的財政的措施は別途之を處置す

(參考)

簡易住宅三〇〇、〇〇〇戸應急建設所要資材調(除厚生施設充當分)

- (イ) 木材 七百五十萬石(合板を含む)
 - (ロ) 釘 三千七百五十屯
 - (ハ) 鋸 五百四十屯
 - (ニ) 鐵線 百二十屯
 - (ホ) 電線 四百五十屯
 - (ヘ) 電球 三十萬個
 - (ト) ソケット 三十萬個
 - (チ) 疊表 二百七十萬疊
 - (リ) 硝子、九萬箱
 - (ヌ) 屋根材料 二千四百萬坪
- 其の他竹障子紙、水道用材等を要す
- 建坪 六・二五坪
- 一戸當り資材
- | | |
|----|------|
| 木材 | 二五石 |
| 釘 | 三、五屯 |

人口調査規則の公布

國勢調査法に依れば、昭和二十年十一月一日は第六回國勢調査日に相當するのであるが、政府は現下の情勢下に於ては同法に依る國勢調査執行の不適當なるを認め、之に代へて資源調査法に依る人口調査を十一月一日を以て執行することとし、九月十二日閣令第三十六號を以て左の如く之を公布した。

閣令第三十六號 (昭和二十年九月十二日)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ昭和二十年人口調査規則左ノ通定ム

昭和二十年人口調査規則

- 第一條 昭和二十年人口調査ハ昭和二十年十一月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 昭和二十年人口調査ハ前條ノ時期ニ於テ内地(樺太及海上交通村絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ除ク以下同ジ)ニ現在スル者ニ付之ヲ行フ但シ陸海軍ノ部隊及艦船ニ在ル者並ニ外國人ニ付テハ之ヲ行ハズ
- 前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後二日以内ニ始メテ内地ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和二十年十一月一日午前零時ニ内地ニ現在シタル者ト看做ス
- 本令ニ於テ陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ
- 第三條 昭和二十年人口調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス
- 一 本籍地
 - 二 住所
 - 三 氏名
 - 四 男女ノ別
 - 五 年齢(數(年))
- 第四條 昭和二十年人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス
- 本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス
- 家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ
- 寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ
- 第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者(外國人ヲ除ク)ニ付第三條各號ノ事項ヲ申告スベシ
- 第一條ノ時期ニ汽車、電車、其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者ハ調査時期後始メテ到着シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス
- 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス
- 第六條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和二十年十一月一日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ
- 第七條 人口調査申告用紙ハ別紙様式ニ依リ市町村長之ヲ作成スベシ
- 第八條 第二條ニ該當スル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ昭和二十年十一月三日迄ニ最寄人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ
- 但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得
- 第九條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十一條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域)

城内ノ町村長ハ府縣支廳長ノ指揮監督ヲ承ケ市町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十二條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第十三條 府縣知事ハ資源調査員ニ就キ特ニ本令ニ依リ調査ヲ擔當セシムベキ人口調査員ヲ指定スベシ
人口調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル人口調査申告書用紙ノ配付、人口調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十四條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當人口調査員ノ氏名並ニ豫備員タル人口調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第十五條 人口調査員ハ昭和二十年十月二十二日ヨリ同月末日迄ノ間ニ於テ各世帯ニ人口調査申告書用紙ヲ配付スベシ
申告義務者前項ノ期間内ニ人口調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出デ之ガ配付ヲ受クベシ

第十六條 人口調査員各世帯ニ就キ職務ヲ執行スル期間ハ昭和二十年十月二十二日ヨリ同年十一月四日迄トス但シ蒐集シタル人口調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市町村長ハ人口調査申告書ニ依リ別ニ定ムル様式ノ統計表ヲ作成シ別ニ定ムル様式ノ照査表ノ

寫ト共ニ府縣知事ノ定ムル期限迄ニ府縣知事ニ（府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ）提出スベシ

府縣知事前項ノ統計表及照査表寫ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ第一次統計表ハ昭和二十年十一月十七日迄ニ、第二次統計表及調査表寫ハ同月末日迄ニ内閣總理大臣ニ提出スベシ

第十八條 天災事變其ノ他避クベカラザル事故ノ爲第一條、第二條第二項、第六條、第八條、第十五條第一項又ハ第十六條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ此

ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

別紙様式（用紙ハ西洋紙、郵便ハガキ程度ノ大サトス）

府縣知事別段ノ定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示スベシ

第十九條 本令中府縣支廳長、市町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市長、區又ハ區長ニ、市町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官及北海道廳長官ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長及北海道廳支廳長ヲ町村トアリ又ハ町村長トアルハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第二十條 左ノ場所ニ關スル調査ニ付本令ヲ適用シ難キ場合ハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム
一 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ個

昭和二十一年十一月一日		人口調査申告書					
※調査區番號第 號 ※	本籍地	住 所	氏 名	男女の別	年齢(數(年))	申告者 號枚	人口調査員捺印
都道	府縣	市郡	村町區	男	歳		
都道	府縣	市郡	村町區	女	歳		

※の欄は市區町村長に於て記入すること

○男女の別欄の記入は男は男は女は女とす

内閣統計局

所

二 司法大臣ノ管理ニ屬スル監獄、矯正院及豫防拘禁所

第二十一條 府縣市町村ニ於テハ人口調査ニ附帶シテ他ノ調査ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得シタル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄シタル者

二 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

三 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣訓令第五號

昭和二十年人口調査施行心得左ノ通定ム

昭和二十年九月十二日

内閣總理大臣 稔 彦 王

昭和二十年人口調査施行心得

第一章 府縣

第一條 府縣知事ハ市町村ノ町内會、部落會ノ役員其ノ他調査區ノ實況ニ通ジ調査員タルニ適當ナル者ヲ人口調査員ニ指定スベシ

第二條 府縣知事内閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル印刷物類ノ交付ヲ受ケタルトキハ府縣支廳及府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村所要ノ分ハ府縣支廳長ニ、

其ノ他ノ町村及市所要ノ分ハ市町村長ニ速ニ之ヲ交付スベシ

府縣支廳長前項ノ印刷物類ノ交付ヲ受ケタルトキハ町村所要ノ分ハ速ニ之ヲ町村長ニ交付スベシ

第三條 昭和二十年人口調査規則第二條第一項ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ノ指定ヲ受ケベキ地域アリト認ムルトキハ府縣知事ハ昭和二十年十月二十日迄ニ其ノ地域ノ指定ヲ内申スベシ

第四條 昭和二十年人口調査規則第十八條ノ規定ニ依ル報告ハ電報又ハ電話ヲ以テ内閣統計局長ニ之ヲ爲シ内閣總理大臣ノ認可ノ申請ニハ別段ノ定メ案ヲ具スベシ

第二章 市町村

第五條 調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

一 調査區ノ設定

二 人口調査員ノ指導

三 人口調査員ノ指導

四 準備調査

五 申告書用紙ノ作成及交付

六 申告書及照査表ノ檢査

七 統計表ノ作成

八 照査表寫及統計表ノ提出

九 申告書及照査表ノ保管

十 以上ノ附帶事務

山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、通路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト

三 調査區ノ區域ハ成ルベク之ヲ町内會、部落會及隣保班ノ區域ニ適合セシムルコト

四 多數ノ人員集合居住スル場屋例（バ寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所等）又ハ船舶ノ存在スル場所ハ其ノ人員ニ應ジ調査區ヲ設定スルコト

第七條 市町村長調査區ヲ設定スル場合ニ於テハ其ノ市町村ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏チキヤ期スベシ

第八條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、世帯概數及人口概數ヲ記載スベシ

町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ其ノ一町村毎ニ第一號ヨリ始ムベシ

第九條 一調査區ノ調査ハ一人ノ人口調査員之ヲ擔當スルモノトス但シ水面ノ調査其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ二人以上ノ人口調査員ヲシテ一調査區ヲ擔當セシムルコトヲ得

第十條 人口調査員ノ指定アリタルトキハ市町村長ハ各人口調査員ノ擔當調査區ヲ定メ昭和二十年十月二十一日迄ニ照査表用紙ヲ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當セシメザル人口調査員ニハ照査表用紙ヲ交付セズ

豫備員タル旨ヲ通知スベシ

第十一條 市町村長ハ人口調査員ニ交付スベキ照査表用紙ノ指定ノ個所ニ府縣都市町村役所役場名、調査區番號、調査區區域及人口調査員氏名ヲ記入シ役所役場名ノ末尾ニ其ノ印ヲ捺捺スベシ

第十二條 人口調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査ニ從事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ豫備員中

立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ

二 調査區ノ區域ハ成ルベク大字、小字等地理上獨

立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ

ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨ヲ告示スベシ

前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ照査表其ノ他ノ書類

ヲ回收シ照査表ノ人口調査員氏名ヲ書換ヘ新摺當人

口調査員ニ之ヲ交付スベシ

第十三條 市町村長ハ人口調査員ノ摺當調査ヲ指定シ

タル後速ニ人口調査員ヲ招集シ之ヲ指導スベシ

第十四條 市町村長ハ調査期日ニ先立テ期間ヲ定メ人

口調査員ヲシテ摺當調査區内ノ各世帯ニ就キ準備調

査ヲ爲サシムベシ

第十五條 市町村長ハ準備調査ノ執行ニ必要ナル世帯

番號札ヲ調製シ之ヲ人口調査員ニ交付スベシ

前項ノ世帯番號札ノ品質形狀ハ市町村長適宜之ヲ定

ムベシ

第十六條 人口調査員準備調査後照査表ヲ提示シタル

トキハ市町村長ハ之ヲ検査シ調査ニ重複、脱漏又ハ

誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ人口調査員ニ質シ照査表ノ

訂正ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第十七條 市町村長前條ノ検査ヲ終ヘタルトキハ照査

表ヲ還付スルト同時ニ照査表ニ記入セラレタル人員

概數ニ應ジ各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ヲ人口調

査員ニ交付スベシ

第十八條 人口調査員ニ交付スベキ申告書用紙ニハ指

定ノ個所ニ調査區番號及府縣郡市町村名ヲ記入スベ

シ

第十九條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘ申告書、照

査表及照査表寫ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ

検査スベシ

第二十條 市町村長前條ノ検査ノ結果申告書又ハ照査

表及照査表寫ノ記入ニ重複、脱漏若ハ誤謬アルコト

ヲ發見シタルトキ又ハ申告書記入ノ文字不明ナルト

キハ人口調査員ヲシテ之ヲ訂正又ハ加筆セシムベシ

第二十一條 市町村長検査ノ結果調査漏ノ世帯アリト

認ムルトキハ人口調査員ヲシテ之ガ調査ヲ爲サシメ

既ニ調査ヲ經タル世帯ニ關シ必要ト認ムルトキハ再

調査ヲ爲サシムベシ

第二十二條 市町村長申告書、照査表及照査表寫ノ檢

査ヲ終ヘタルトキハ照査表及照査表寫ノ末尾ニ檢印

スベシ

第二十三條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ

昭和二十年人口調査規則第十七條ノ統計表ヲ作成ス

ベシ但シ町村組合ニ在リテハ其ノ一町村毎ニ作成ス

ベシ

第二十四條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ統

計表ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第二十五條 市町村長ハ調査書類ノ紛失毀損ヲ防グ爲

其ノ保管及發送ニ付特ニ注意スベシ

第二十六條 市町村長ハ調査書類ノ提出後ト雖モ該書

類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキ

ハ保管書類ニ依リ又ハ人口調査員タリシ者ニ質シ若

ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第三章 人口調査員

第二十七條 人口調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ

調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

一 準備調査

二 申告書用紙ノ配付

三 申告書ノ蒐集及検査

四 申告書、照査表及照査表寫ノ提出

五 以上ノ附帶事務

第二十八條 人口調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル

際必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第二十九條 人口調査員ハ職務執行中知得シタル事項

ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラズ

第三十條 人口調査員摺當調査區ト隣接調査區トノ間

ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキ

ハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第三十一條 人口調査員ハ職務執行ニ便ズル爲豫メ摺

當調査區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書用紙

ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ノ際概ネ其ノ順路ニ依ルベ

シ

第三十二條 人口調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故

ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其

ノ旨ヲ申出ヅベシ

第三十三條 人口調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於

テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルト

キハ調査ノ上速ニ答申スベシ

第三十四條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ

準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フベシ

一 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世

帯番號札ヲ貼附スルコト但シ船舶ニ付テハ昭和二

十年十一月一日午前零時迄繋留スベキ見込アルモ

ノニ限ル

二 世帯所在地ノ番號ヲ調査スルコト

三 準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコ

ト

四 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト

五 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト

世帯員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハザルトキ

ハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スベシ
第三十五條 世帯番號札ヲ貼付スル場合ニ於テハ左ノ
點ニ注意スベシ

- 一 普通ノ家屋ハ勿論壕舎社寺學校工場倉庫物置等
建物ノ、舟筏其ノ他掛小屋葎簀張天幕等臨時ノ設
備ト雖モ其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世
帯番號札ヲ貼付スルコト
- 二 一棟ノ家屋内ニ數個ノ世帯アルトキハ一世帯毎
ニ世帯番號札ヲ貼付シ數種又ハ母屋及附屬建物ニ
跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番號
札ヲ貼付スルコト

三 旅館、下宿屋(素人下宿ヲ含ム)等ノ旅客、下宿
人等ノ集リハ營業主ノ普通世帯ト別ノ準世帯ナ
ルヲ以テ之ヲ區別シテ世帯番號札ヲ貼付スルコト
世帯番號札ヲ貼付スベキ世帯ハ物資配給等ノ爲ニ便
宜認メラレタル世帯トハ必ずシモ一致セザルヲ以テ
昭和二十年人口調査規則第四條ノ規定ニ從ヒ世帯ノ
單位ヲ定ムベシ

第三十六條 人口調査員一世帯ニ就キ第三十四條ノ調
査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃
至第五欄ニ記入スベシ但シ普通ノ家屋以外ニ在ル世
帯ニ付テハ住居ノ種類ヲ備考欄ニ記入スベシ

前項ノ記入ヲ爲スコト能ハズ再調査ヲ要スルモノア
ルトキハ備考欄ニ「要再調」ト記入シ置キ重ネテ巡
回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シタル上備考欄「要
再調」ノ文字ヲ抹消スベシ

準備調査後照査表ノ記入事項ニ異動又ハ誤謬アルコ
トヲ知リタルトキハ其ノ都度加除訂正スベシ

第三十七條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ市

町村長ノ定ムル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提示シ
其ノ檢査ヲ受クベシ

第三十八條 人口調査員ハ昭和二十年十月末日迄ニ檢
査調査區内ノ各世帯ニ照査表記入ノ人員概數ニ應ジ
申告書用紙ヲ配付シ其ノ枚數ヲ照査表第六欄ニ記入
スベシ

申告義務者又ハ之ニ代ルベキ者共ニ不在ノ世帯ニハ
重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ委託シテ
配付スルコトヲ得

船舶ニ申告書用紙ヲ配付シタルトキハ半紙大ノ青色
紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

第三十九條 人口調査員ハ申告書用紙配付前豫メ照査表
ニ依リ申告書用紙指定ノ個所ニ世帯番號ヲ記入シ配
付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムベシ

第四十條 人口調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ
申告義務者ニ對シ昭和二十年十一月一日午前八時迄
ニ申告書ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ

人口調査員ハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示シ申告ニ
重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第四十一條 人口調査員申告書用紙配付ノ際世帯ニ異
動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處
理スベシ

- 一 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區外ニ移轉シタル
トキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表ノ記入ヲ讀ミ得
ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト
- 二 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯
番號札ヲ貼付及照査表ノ記入ヲ爲シ當該世帯ニ申
告書用紙ヲ配付スルコト但シ此ノ場合ニハ照査表
備考欄ニ「追加」ト記入スベシ

三 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區内ニ於テ移轉シ
タルトキハ前二號ニ準ジ處理シ照査表準備欄ニ
「區内移轉」ト記入スルコト

第四十二條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期日ニ擔
當調査區内ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スベ
シ

第四十三條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯人員ニ
付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヲ檢査スベシ

第四十四條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯又ハ人
口ノ増加其ノ他ノ必要ニ應ズル爲豫備ノ申告書用紙
ヲ携帶スベシ

第四十五條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記
入セラレタル世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又
ハ新ニ調査スベキ世帯ヲ發見シタルトキハ第四十一
條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書
ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十六條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲スコ
ト能ハザルモノアルトキハ人口調査員ハ申告書蒐集
ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シ讀ミ聞
カセタル上捺印セシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十七條 人口調査員世帯ニ就キ申告書ヲ受取ルト
キハ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

- 一 申告書ノ枚數及號數ヲ申告指定ノ個所ニ記入ス
ルコト
- 二 申告書ノ世帯番號及申告者ノ氏名ヲ照査表ニ對
照シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リ之ヲ
訂正スルコト
- 三 申告書各項ノ記入ヲ檢査シ脱漏又ハ誤謬アルト
キハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之

ヲ訂正スルコト

四 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不
明ト爲リタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交
付シ更ニ申告書ヲ作成セシムルコト

船舶ニ付テ前項ノ手續ヲ終ヘタルトキハ半紙大ノ
赤色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ
第四十八條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘタルトキ
ハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノ
アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ
上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スベシ

一 申告書ノ枚數ヲ照査表第七欄ニ記入スルコト
二 申告書ニ依リ照査表第八欄ノ記入ヲ爲スコト

三 照査表第七欄及第八欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢
算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ
小計ヲ最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スベシ

四 照査表ノ枚數及號數ヲ照査表指定ノ個所ニ記入
スルコト

第四十九條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ
照査表ト各申告書トヲ對照シ符號スルヤ否ヤヲ檢査
シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第五十條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ申
告書指定ノ個所ニ檢印スルト共ニ照査表寫ヲ作成シ
照査表及照査表寫ノ末尾ニ記名捺印スベシ

第五十一條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯番號順ニ重ネ
一括シ照査表及照査表寫ト共ニ市町村長ノ定ムル期
限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第四十條 補 則
第五十二條 本規程中府縣支廳、府縣支廳長、市町村
若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市

制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、

市長、區又ハ區長ニ、市町村若ハ町村又ハ市町村長
若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域
ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ

東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官
及北海道廳長官ヲ、府縣支廳トアルハ東京都支廳長
北海道廳支廳長ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長
及北海道廳支廳長ヲ、町村トアリ又ハ町村長トアル
ハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

新規應徴士前收補給限度額及 徴用扶助限度額の引上

新規應徴士の前收入の補給限度額及徴用扶助の限度
額に就ては、從來算少に過ぐるとの意見少からず、政
府も曩に「被徴用者等勤勞保護強化要綱」に於て之が
引上を決定したのであるが、厚生省は昭和二十年九月
十七日其の具體的引上額を決定すると共に、九月分よ
り實施することとし、左の如く當局談を發表した。

國民徴用の徹底に伴ふ新規應徴士の年齢構成の變化及
一般生活費の現状に鑑み新規應徴士の前收補給限度を
引上げ、其の經濟的生活を確保すべきことに付ては曩
の被徴用者等勤勞保護強化要綱に於て決定されたので
あるが、此の方針に基き今般其の具體的引上額を決定
され九月分より實施されることになつた。

其の内容は別表(一)の如くであるが、年齢階級別限度額
を全般的に引上げる外特に三十歳以上に付ては從來一
律に九十圓であつたものを、今回年齢階級に於て新に
三十歳以上、三十五歳未満、三十五歳以上、四十歳未

滿、四十歳以上の三階級を設け其の補給限度を順次高
額とし、例へば四十歳以上に於ては百四十圓と定めら
れ従前に比較すれば五十圓の引上となつたのである。
扶養家族を有する者に對しては別表(二)の如く更に扶養
家族一人に付十圓宛補給限度が増加するのであるから
例へば扶養家族四人を有する滿四十歳の新規應徴士は
百八十圓迄前收補給を受ける譯である。

尙現に補給を受けつゝある者のみならず従前の限度額
の關係で既に一應補給の廢止された者に對しても今回
の引上は適用されるのであるから後者の場合今回再び
改定限度額の範圍で補給を受けることが出来る。

尙當局に於ては限度額の引上と共に補給規定の合理化
も併せて考慮し補給制度の徹底を期する積りであるが
應徴士諸氏に於ては今回の政府の措置を諒とし倍舊の
意氣を以て勤勞挺身に邁進して戴きたいのであるが、
工場側に於ても補給の迅速、適確を期する上に於て一
段の努力を拂ふと共に、徒に補給制度に依存すること
なく此際給與の適正化に付深甚の考慮を拂ふ必要があ
る。

次に國民徴用扶助規則の生活扶助限度額に付ても今回
其の額を別表(三)の如く引上げられることになつた。之
に依り特別の事情の爲特に生活困難な應徴士家族の生
活保護も改善されるのであるが、之が徹底に付ては市
町村等直接事務取扱機關の格段の努力をお願い致した
いのである。

尙當局に於ては補給限度額及扶助限度額の引上げ以外
の勤勞保護に付ても強化徹底を期すべく目下成案を急
いでゐる次第である。

別表(一) 年令階級別補給限度額

年令階級	新限度額	舊限度額	引上額	年令階級及扶養家族數	
				階級數	扶養家族數
滿十八歲未滿	五十円	四十円	十円	〇人	一人
滿十八歲以上	六十円	五十円	十五円	〇人	二人
滿二十歲未滿	六十円	五十円	十五円	〇人	三人
滿二十歲以上	八十円	七十円	十円	〇人	四人
滿二十五歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	五人
滿二十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿三十歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	二人
滿三十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	三人
滿三十五歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	四人
滿三十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	五人
滿四十歲未滿	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿四十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	二人
滿四十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	三人
滿五十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	四人
滿五十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	五人
滿六十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿六十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	二人
滿七十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	三人
滿七十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	四人
滿八十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	五人
滿八十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	一人
滿九十歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	二人
滿九十五歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	三人
滿百歲以上	九十円	八十円	十円	〇人	四人

新舊對照表

別表(二) 年令階級及扶養家族數

別補給限度額

年令階級	扶養家族數	補給限度額
〇人	一人	〇円
〇人	二人	〇円
〇人	三人	〇円
〇人	四人	〇円
〇人	五人	〇円
一人	一人	〇円
一人	二人	〇円
一人	三人	〇円
一人	四人	〇円
一人	五人	〇円
二人	一人	〇円
二人	二人	〇円
二人	三人	〇円
二人	四人	〇円
二人	五人	〇円
三人	一人	〇円
三人	二人	〇円
三人	三人	〇円
三人	四人	〇円
三人	五人	〇円
四人	一人	〇円
四人	二人	〇円
四人	三人	〇円
四人	四人	〇円
四人	五人	〇円
五人	一人	〇円
五人	二人	〇円
五人	三人	〇円
五人	四人	〇円
五人	五人	〇円

別表(三) 國民徵用扶助規則ニ依ル生活扶助費改正限度額ト現行限度額トノ比較

地域	世帯員數	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上一人ヲ増ス
六大都市	現行	七〇	一一八	一四七	一七四	一九六	二二
	改正	九〇	一五二	一八七	二二六	二五二	二六
人口三十萬以上ノ市	現行	六〇	一〇一	一二六	一四九	一六八	一八
	改正	七五	一二七	一五八	一八六	二一〇	二二
人口十五萬以上ノ市	現行	五五	九三	一一六	一三七	一五四	一六
	改正	七〇	一一八	一四八	一七四	一九六	二一
人口五萬以上十五萬未滿ノ市	現行	五〇	八四	一〇五	一二四	一四〇	一五
	改正	六五	一〇九	一三七	一六一	一八二	二〇
人口五萬未滿ノ市	現行	四八	八一	一〇一	一一九	一三四	一四
	改正	六〇	一〇〇	一二八	一五〇	一六九	一九
町	現行	四三	七二	九〇	一〇七	一二一	一三
	改正	五〇	八四	一〇五	一二四	一四〇	一五

引揚民事務所の設置

大東亞戰爭の終結に伴ひ、外地及外國より内地に引揚を爲す者及び内地より朝鮮又は臺灣に引揚を爲す者に對する應急保護の事務に當らしむる爲め、政府は關係府縣に引揚民事務所を設置せしむることとし、昭和二十年九月二十日其の要領を左の如く制定した。

引揚民事務所設置に關する件

一、方針

大東亞戰爭の終結に伴ひ本州・九州・四國・及北海道(以下内地と稱す)以外の地域より内地に引揚を爲す者及内地より朝鮮又は臺灣に引揚を爲す者に對する應急保護の實施に當らしむる爲關係府縣に引揚民事務所を設置せしむるものとす

二、要領

- (一) 引揚民事務所(以下事務所と稱す)は門司、下關其の他厚生大臣及事務大臣の指定する地に設置し其の地には必要に應じ事務所の出張所を設けしむるものとす。
- (二) 事務所は所在地所管の地方長官の管理に屬し左に掲ぐる事項を掌るものとす
- (三) 引揚民の接待、誘導其の他輔導接護に關する事項
- (四) 食糧其の他生活必需物資の供與に關する事項
- (五) 應急醫療及助産に關する事項
- (六) 宿舍の斡旋及提供其の他施設の設置に關する事項
- (七) 輸送の連絡調整、荷物の保管其の他輸送

に關する事項

(六) 其の他引揚民の應急保護に必要な事項

(三) 事務所に事務所長及所員若干名を置き當該府縣及關係各廳職員を以て之に充つるものとし之が爲必要に應じ府縣職員の増配置を爲すものとす

(四) 内務省、外務省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、地方總監府、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳其の他關係各廳及恩賜財團戰災接護會、財團法人中央興生會其の他の關係團體は事務連絡の爲其の職員を事務所に派遣し、事務所の運営に積極的に協力するものとす

(五) 本事務所の設置に要する經費に付ては國庫に於て特別の措置を講ずるものとす

戰災孤兒等の保護對策

戰災に因り孤兒となつた者は全國を通じて少からぬ數に上ると認められるが、政府は此等に對して適當なる保護育成の途を講ずることとし、昭和二十年九月二十日之に關する對策要綱を左の如く決定した

戰災孤兒等保護對策要綱

大東亞戰爭の災禍に因り孤兒増加せる現況に鑑み國家に於て左の如く措置し之に必要な保護育成の方途を講ずるものとす

一、保護の對象

(一) 保護育成の對象は主として今次戰爭下戰災に因り父母其の他の適當なる保護者を失ひたる乳幼児、學童及青少年(以下孤兒と稱す)とす

(二) 保護は孤兒の特性、能力に従ひ孤兒が獨立の生計を營む迄之を行ふものとす

二、保護の内容

(一) 保護は地方長官をして之を行はしむるものとす

地方長官は市町村長をして其の事務の補助に當らしむるものとし關係市町村毎に必要な應じ兒童保護委員會(假稱)を設けしめ孤兒の保護に關する各種事務の處理に當らしむるものとす。兒童保護委員會に付て必要な事項は別に之を定む

(二) 保護は左の方法に依り之を行ふものとす

(イ) 個人家庭への保護委託

(ロ) 養子縁組の斡旋

(ハ) 集團保護

(三) 個人家庭への保護委託

個人家庭への保護委託は孤兒に對する理解と保護育成に熱意を有する宗教家、教育者其の他善良なる家庭を選定し之を爲すものとす

個人家庭へ受託されたる者に對しては受託家庭は家族の一員として家庭的雰囲気の中に育成せしむるものとす

(四) 養子縁組

養子縁組は孤兒の保護育成に熱意と能力を有する適當なる家庭に付之が斡旋を爲すものとす

(五) 集團保護

孤兒の集團保護は適當なる施設に收容して之を爲すものとす

前項の施設は政府に於て直接之を設くるの外公共團體、恩賜財團戰災接護會等をして之を設置せしむるものとす

學童及青少年に對する集團に依る保護育成は家庭的環境の裡に特に精神的訓化を重點たらしむるものとす

ひるものとす

(六) 養子縁組又は保護委託をなしたる孤兒については養家又は委託先と常に緊密なる連絡を保持し其の保護育成に遺憾なきを期せしむるものとす

三、教育

孤兒に對する中等學校以上の教育に付ては保護の方法の如何を問はず各種育英機關に依り之が學費の補給をなし夫々の能力に應じ修學鍊成の機會を與ふるものとす

四、保護の手續

孤兒にして保護を要する者ある場合は總て之を知得したる者より其の居住地市町村長に届出しむるものとす

市町村長右の届出ありたるときは必要に應じ兒童保護委員會に於て當該孤兒に付必要な保護の措置を講ずるものとす

孤兒の保護に關する事項は兒童保護委員會又は市町村に於て之を處理するものとす

五、關係團體の協力態勢の強化

本要綱の實施に當りては各種接護團體、教育團體及宗教團體をして全面的協力をなさしむるものとす

六、經費

本要綱實施に要する經費は政府に於て特別の措置を講ずるものとす

終戰時の在外同胞數

終戦に伴ひ在外同胞の衣食住等の生活及内地引揚げは緊急の問題となつてゐるが、外務省管理局に於て發表せる軍隊を除く在外同胞數は左の通りである。(九月二十三日發表)

地域別

員數

華北(含蒙疆)	三二二、〇〇〇
華中	一七二、〇〇〇
華南(含香港)	一六、〇〇〇
滿洲(含關東州)	一、二五〇、〇〇〇
北部朝鮮	二五七、〇〇〇
南部朝鮮	四五一、〇〇〇
樺太	三九〇、〇〇〇
臺灣	三二〇、〇〇〇
南洋群島	二四、〇〇〇
シヤム	三、〇〇〇
佛印	七、〇〇〇
ビルマ	二、〇〇〇
ヒリツピン	一八、〇〇〇
舊軍政地域	四〇、〇〇〇
合計	三、二四二、〇〇〇

備考 終戦當時在留同胞中ニハ原則トシテ現地召集者ヲ除キオルモ實情判明セザルモノアルニ付

正確ナ期シ難シ

内地在住朝鮮人の歸國問題

終戦後内地在住朝鮮人の歸國に就ては、船舶其の他の交通状況に鑑み當初から相當の制限統制が加へられきたが、歸國者中には之を無視して出發する者多く、爲に關門博多地區には多數殺到増集して、甚しく

混亂を來たしたので、政府は九月二十五日より新に輸送統制を強化する目的を以て、左の如く取扱要領を定め、之を關係方面へ通牒した。

内地既往一般朝鮮人歸國取扱要領

一、方針

内地既往一般朝鮮出身者にして歸國を希望する者に對しては輸送の円滑を期する爲計畫輸送を實施し適切なる保護の下に之が歸還に遺憾なきを期するものとす

二、歸國希望申込及其取纏

1、歸國希望者は其の住居地所在の地方興生會支會に住所氏名及行先を明示の上歸國の申込を爲すものとす

2、地方興生會支會は歸國希望申込人員を地方興生會に報告し地方興生會は之を取纏め毎月五日迄に中央興生會に報告すると共に關係地方鐵道局に通報するものとす

3、中央興生會は之を厚生省に提出し厚生省は右に基き運輸省に輸送要請を爲すものとす

三、輸送計畫

1、運輸省は厚生省の輸送要請に基き月間列車運轉及船舶運航計畫を樹て各地方鐵道局に一日平均輸送人員を割當つると共に厚生省に之を通報するものとす

2、地方鐵道局は右割當に基き所在地地方興生會と連絡の上都道府縣別一日平均輸送人員割當を當該地方興生會に通知するものとす

3、地方興生會は乗車船券發賣驛(又は東亞交通公社)と連絡の上出發者の乗車船券購入の斡旋を爲すものとす

四、出發準備

1、地方興生會は出發者の日時決定したるときは出發準備及團體行動の爲代表者を選定し代表者をして概ね十人を單位とする班を編成せしむるものとす

2、貧困にして旅費に窮する者に對しては地方興生會に於て旅費の全部又は一部を給與することあるものとす

3、地方興生會は出發者をして所要見込日數に應じたる食糧を携行せしむる如く取計ふものとす(參考車内以外に船中一日豫備一日以上)

4、地方興生會は歸國者の代表者に對し救急醫藥品等を給與すると共に必要なる携行品を準備せしむるものとす

5、歸國者の代表者は地方興生會の協力に依り出發指定驛所在地以外の地に居住する歸國者に對し出發當日出發驛に滞滞なく參集する様充分手配するものとす

五、旅行中の保護

1、列車乗船驛及主要驛所在地の地方興生會は旅行中の歸國者保護の爲停車場に適當員數の職員を派遣し湯茶等の斡旋を爲すものとす

2、乗船地に於ける歸國者の保護は引揚民事務所(引揚民事務所設置なき場合)に於ては當該地方興生會)並に中央興生會所屬下關及博多興生館等左に依り之に當るものとす

(イ) 列車乗船地に近接したるときは乗船地に於ける歸國者保護斡旋機關の所在其の他の諸留意

事項を周知徹底せしむること

(ロ) 列車到着毎に停車場に出入りへ歸着者名簿に

依る宿舎給食醫療乗船手續等の斡旋を爲すこと

(ハ) 乗船の際は埠頭に見送り必要ある場合に於ては引揚民事務所より船中に醫師又は連絡の爲の職員を乗込ましむること

國民勤勞動員令等の廢止

勤勞配置規則の制定

前記の如く政府は終戰直後國民勤勞動員令施行上の應急措置を講じ、根本的對策に就ては將來に譲ることとなしたが、昭和二十年十月に至り成案を得、同月十一日勅令第五百六十六號を以て國民勤勞動員令及關係法勅令を廢止し、新に厚生省令第四十號を以て勤勞配置規則を制定公布した。

勅令第五百六十六號(昭和二十年十月十一日)

左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

國民勤勞動員令

醫療關係者徵用令

醫療關係者職業能力申告令

工場事業場技能者養成令

重要事業場勞務管理令

學徒勤勞令

學校技能者養成令

國民勤勞動員委員會官制

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付

テハ本令施行後ト雖モ舊令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ存スル國民勤勞動員令ニ依ル徵

用、勤勞協力及徵用又ハ勤勞協力ニ伴フ扶助、醫療

關係者徵用令ニ依ル徵用及徵用ニ伴フ扶助並ニ學徒

勤勞令ニ依ル勤勞協力及勤勞協力ニ伴フ扶助ニ付テ

ハ國民勤勞動員令、醫療關係者徵用令及學徒勤勞令

ハ仍其ノ效力ヲ有ス

他ノ命令ニ於テ國民勤勞動員令ヲ準用スルコトノ定

アル場合ニ於テハ同令ノ廢止ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ

依ル

國民勤勞動員令ノ廢止ニ伴ヒ必要アルトキハ厚生大

臣ハ從業者ノ勤勞配置ニ關シ必要ナル命令ヲ發スル

コトヲ得

國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス

第四條第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

第六條中(同條第一號又ハ第二號ニ該當スル者ニ在

リテハ徵用又ハ勤勞協力ニ依ル使用者)ヲ削ル

第七條第二項第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

同條第四項ヲ削ル

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

同項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 削除

勤勞配置規則(昭和二十年十月十一日)

(厚生省令第四十號)

第一章 總則

第一條 昭和二十年勅令第五百六十六號附則第四項ノ規定ニ基テ從業者ノ勤勞配置ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 職業指導

第二條 地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同

ジ)ハ都府縣高等官中ヨリ職業指導官ヲ命ジ求職者

ニ付テノ就職スベキ職業等ニ關スル希望、就職ノ條

件其ノ他就職ニ關スル必要ナル事項ノ調査其ノ他必

要ナル職業指導ニ關スル事務ニ從事セシムベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ學識經驗アル者ニ

囑託シ職業指導官ノ行フ事務ノ一部ヲ補助セシムベ

シ

第三條 地方長官必要アリト認ムルトキハ求職者ニ對

シ其ノ就職前ニ於テ勤勞適性検査又ハ勤勞訓練ヲ受

ケシムルコトヲ得

第三章 雇入及就職

第四條 工場、事業場其ノ他ノ場所(以下事業場ト稱

ス)ノ事業主一ヶ月以内ノ期間ニ於テ十人以上ノ從

業者ヲ雇入レントスルトキハ其雇入ノ員數其ノ他雇

入レニ關シ必要ナル事項ヲ豫メ雇入ヲ爲サントスル

事業場ノ所在地ノ所轄勤勞署長ニ届出ツベシ

前項ノ規定ハ別ニ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキ

ハ業種又ハ職種ヲ指定シテ女子等其ノ指定スル從業

者ノ雇入、使用、就業及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

トヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限アリタルトキハ其ノ

禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニハ其

ノ指定スル年月日以後ハ其ノ指定シタル禁止又ハ制

限ノ範圍ヲ超エテ其ノ指定シタル從業者ノ雇入、使用、就職又ハ從業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ勤勞署長ノ認可アリタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第一項ノ指定ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ告示ニ依リ之ヲ爲ス

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル範圍ノ從業者ノ雇入及就職ハ別ニ定ムル所ニ依リ勤勞署長ノ紹介若ハ承認ニ依リ又ハ地方長官ノ指定スル團體ノ指示ニ依ルベシ

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ事業場ノ事業主ニ對シ雇入ルベキ者及其ノ雇入ニ關シ必要ナル事項ヲ指定シテ雇入ルベキコトヲ勤勞署長ノコトヲ得

第八條 地方長官厚生大臣ノ指定スル範圍ノ求職者ニ付其ノ者ノ就職確保ノ爲必要アリト認ムルトキハ事業場ノ事業主ニ對シ雇入ルベキ者及其ノ者ノ雇入ニ關シ必要ナル事項ヲ指定シテ雇入ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル雇入ルベキ者ノ指定ハ前項ノ求職者ノ範圍ニ依リ包括シテ之ヲ爲スコトヲ得

第九條 地方長官前條第一項ノ雇入命令ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ指定シタル求職者ニ對シ其ノ旨通知スベシ但シ同條第二項ノ規定ニ依リ雇入ルベキ者ノ指定ヲ包括シテ爲シタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル求職者ハ遲滞ナク前條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル者ニ對シ就職ノ申出ヲ爲スベシ

第四章 解雇

第十條 地方長官ノ指定スル事業場ニ於テ使用セラルル從業者又ハ事業場ニ於テ使用セラルル從業者ニシテ地方長官ノ指定スル範圍ノモノノ解雇ハ解雇前一月迄ニ其ノ旨ヲ當該從業者ニ通知スルト共ニ當該事業場ノ所在地ノ所轄勤勞署長ニ届出スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ事業場ノ指定ハ事業場ニ於テ使用セラルル從業者ノ數ニ依リ包括シテ之ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ
一 法令ニ依リ解雇ヲ要スルニ至リタル場合
二 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スル場合ニ於ケル解雇ノ場合
三 日日又ハ三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レル從業者ノ解雇ノ場合

四 其ノ他地方長官ノ定ムル場合

第十一條 前條ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定ニ係ル事業場ノ事業主ハ前條第三項第二號ニ掲グル場合ニ在リテハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ解雇セントスル從業者ノ氏名、居住ノ場所等ヲ豫メ當該事

業場ノ所在地ノ所轄勤勞署長ニ報告スベシ

第五章 雜則

第十二條 地方長官又ハ勤勞署長本令ニ依リ承認又ハ認可ニ付不正若ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ承認又ハ認可ノ取消ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ從業者ノ雇入、解雇、使用又ハ賃銀、給料其ノ他ノ從業條件ニ付事業場ノ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 厚生大臣、地方長官又ハ勤勞署長本令ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ從業者、事業場ノ事業主其ノ他ノ關係者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十五條 厚生大臣、地方長官又ハ勤勞署長本令ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ證ス證票ヲ携帯セシムベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス